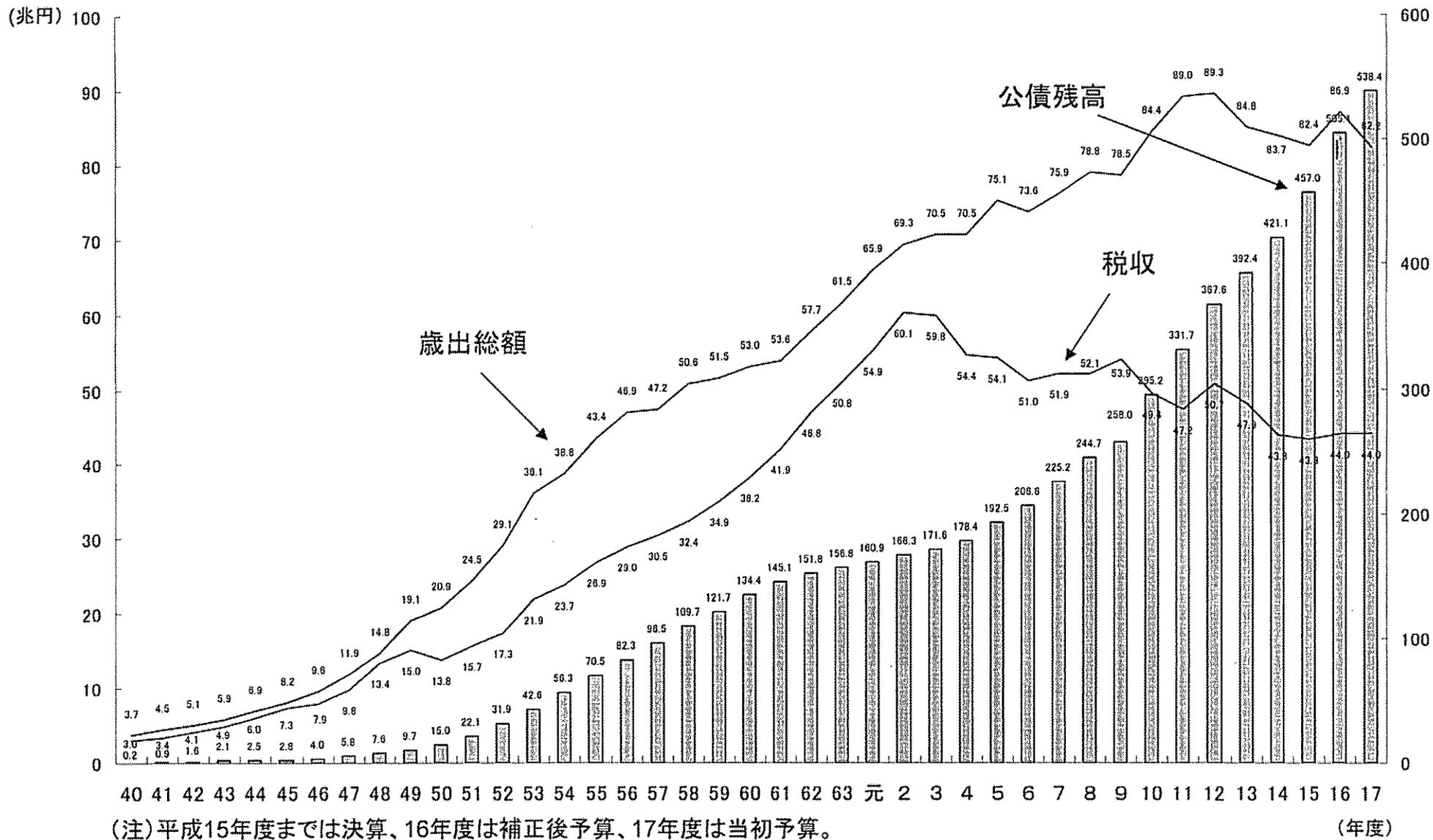


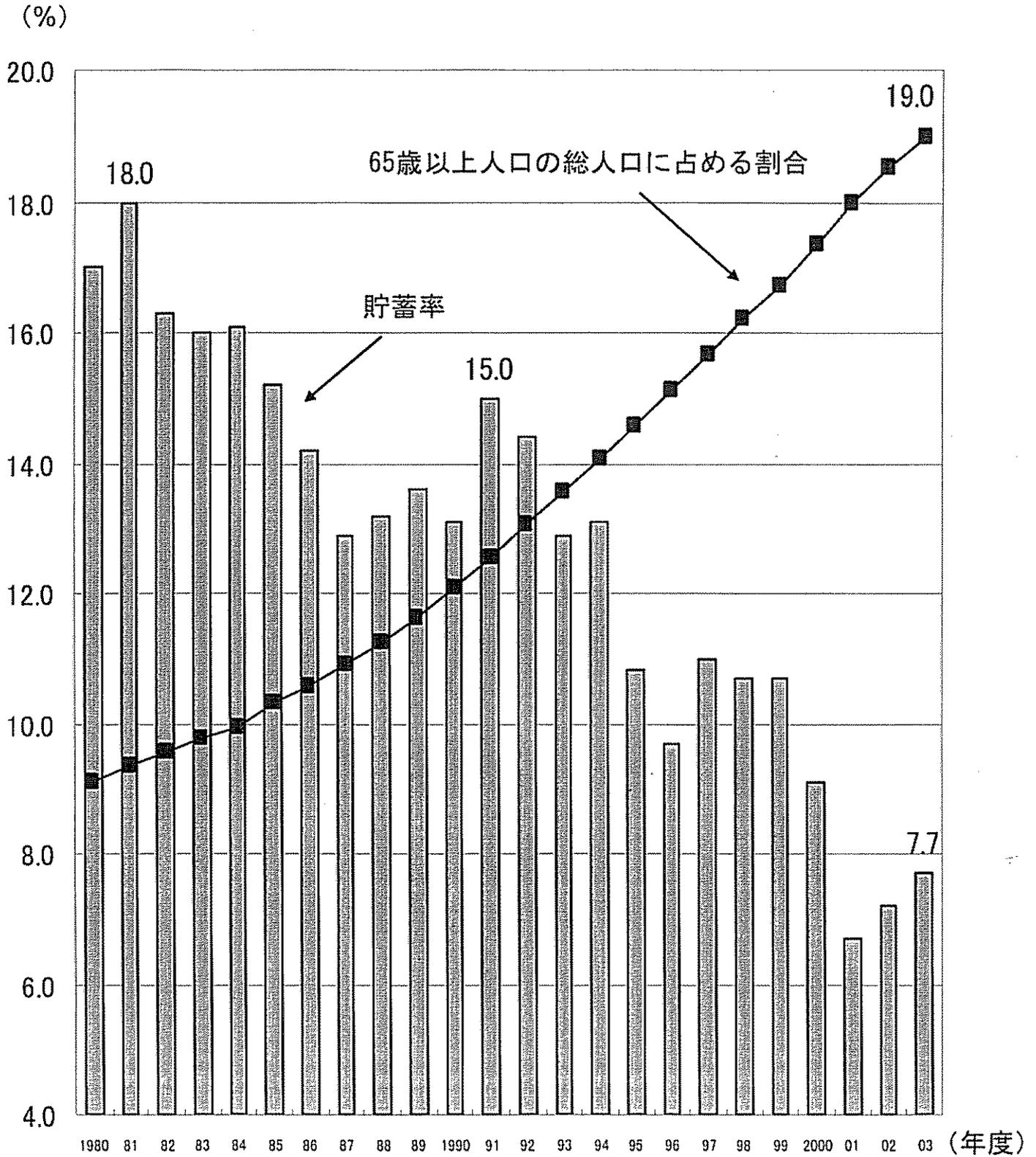
(参 考 1)

# 資 料

# 一般会計における歳入歳出及び公債残高の推移



# 高齢化と家計貯蓄率の推移



【資料出所】平成15年度国民経済計算確報（内閣府）、推計人口資料（総務省）

財政制度等審議会財政制度分科会  
歳出合理化部会・財政構造改革部会合同部会資料  
(平成17年5月16日 起草検討委員提出資料)

## はじめに

我が国財政は、債務残高が加速度的に累増し、平成17年度(2005年度)の公債残高が538兆円程度に達する見込みであるなど、90年代以降歳出・歳入両面から財政健全化に取り組んだ欧米諸国と比較しても、突出した財政状況の悪化に見舞われている。

政府は、中長期的な財政運営の指針として、2010年代初頭に国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標を掲げているが、その実現には歳出・歳入両面にわたる相当の改革が必要となっている。また、国の一般会計の基礎的財政収支の改善を図った上、さらには公債残高対GDP比の引下げ等につなげていくよう、歳出・歳入両面からバランスのとれた財政構造改革を推進していくことが必要となっている。

財政構造改革の推進に当たっては、聖域なく歳出の削減を進めることが必要であるが、中でも、社会保障の給付と負担については、急速な少子高齢化の進展に伴い、経済の伸びを大きく上回って増大することが見込まれている。また、国の一般会計の社会保障関係費は一般歳出の約4割を占めており、この自然増の抑制を図ることが、我が国財政の持続可能性確保に向けた最大の構造問題となっている。

歳出・歳入両面にわたる改革については、経済財政諮問会議でも議論が始められているところであり、また、経済団体等においても様々な試算等が示されているところである。財政制度等審議会財政制度分科会においてもこれらについてヒアリングを行ってきたところであるが、その議論の中で、当審議会としても歳出・歳入両面にわたる改革について、具体的な議論を行う必要があるとの意見があったこと等を踏まえ、今回、議論の材料を提供するため、以下の試算を行った。

1：国の一般会計に係る長期試算

2：社会保障給付等に係る長期試算

- ・厚労省試算に基づく自然体の場合
- ・経済成長率並みに抑制した場合
- ・経済成長率並みに抑制したケースに加え、高齢者数等の増減や高齢者一人当たり医療費の適正化を加味した場合

3：上記2つの試算結果の総括

## 1. 国の一般会計に係る長期試算

- 本試算は、平成 17 年度予算を踏まえ、平成 16 年 11 月の長期試算（財政制度等審議会起草検討委員提出資料）を改定し、10 年後（2015 年度）及び 20 年後（2025 年度）の一般会計の姿を一定の前提を置いて機械的に算出したものである。
- 本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、また、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。

### 前 提

#### ○ 経済前提

- ・厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し（平成 16 年 5 月）」（以下「厚労省試算」という。）を踏まえ、以下のとおり設定。

	2006 (平成 18)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009～2010 (平成 21～22)	2011～ (平成 23～)
名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
名目長期金利	1.9%	1.9%	1.9%	3.0%	3.0%

#### ○ 歳出

- ・国債費 : 上記経済前提の名目長期金利を用いて計算した利払費に定率繰入等の債務償還費等を加えて推計。
- ・その他の歳出 : 社会保障関係費については、厚労省試算を踏まえ試算、それ以外は、名目経済成長率を用いて推計。

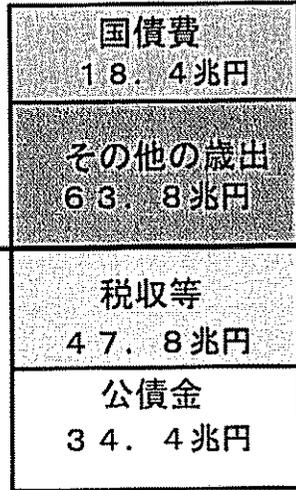
#### ○ 歳入

- ・税収等 : 税収については、名目経済成長率×弾性値 1.1（税制改正の影響等を調整）を用いて推計、その他の収入は、主要項目毎に名目経済成長率等を参考に推計。
- ・公債金 : 歳出と税収等の差額。

# 国の一般会計に係る長期試算の結果

2005年度

総額 82.2兆円



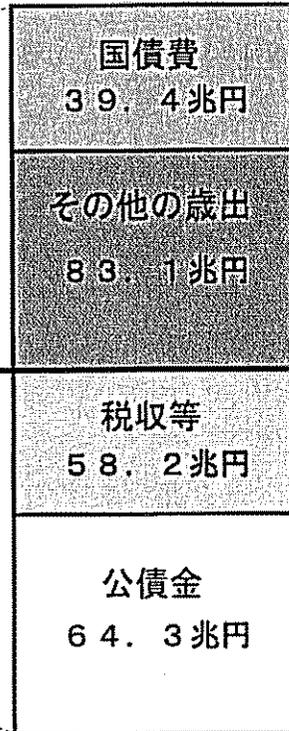
一般会計PB  
: ▲15.9兆円

GDP比 : 6.7%  
公債依存度: 41.8%

公債残高対GDP比  
105.3%

2015年度

総額 122.5兆円



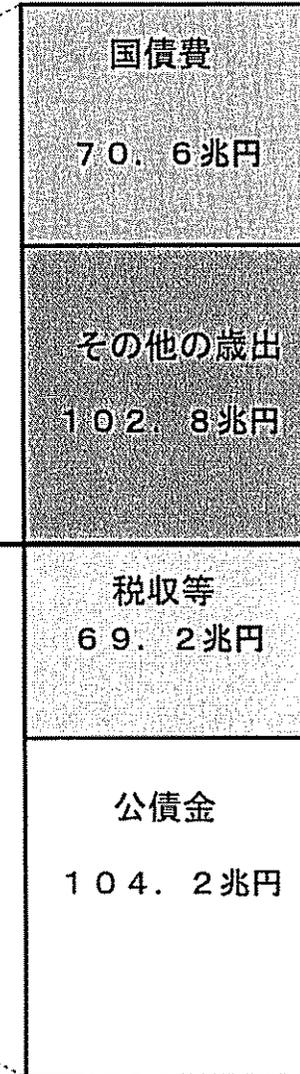
一般会計PB  
: ▲24.9兆円

GDP比 : 10.4%  
公債依存度: 52.5%

公債残高対GDP比  
150.2%

2025年度

総額 173.4兆円



一般会計PB  
: ▲33.6兆円

GDP比 : 14.4%  
公債依存度: 60.1%

公債残高対GDP比  
221.1%

## 2. 社会保障給付等に係る長期試算

- 「平成 17 年度予算の編成等に関する建議」（平成 16 年 11 月）においては、「急速な少子高齢化が進展する中で、社会保障の給付と負担の規模は、・・・経済の伸びを大きく上回って増大していき、・・・このような負担を将来世代が持続的に支えるかについては、重大な懸念がある。」さらに、「今後の社会保障制度の一体的な見直しに当たっては、こうした厳しい状況を踏まえて、・・・将来にわたり持続可能な制度を構築することが最も重要である。そのためには、年金、医療、介護等を総合的に捉え、負担の総量の抑制について、明確な目標と時間軸を国民に明らかにして改革に取り組む必要がある。具体的には、・・・中期的な観点からの社会保障給付費の目標を定め、それと整合的な形で制度改革を推進し、毎年度の歳出規模を抑制していくべきである。その検討に当たっては、社会保障全体の給付と負担のバランスを図り、それらの規模を国民経済の「身の丈」にあったものとする 것을目指し、社会保障給付の伸びを経済成長に見合う程度に抑制していくべきである。また、そのための改革は、前倒しして進めていく必要がある。」と指摘している。
- 本試算は、こうした問題意識を踏まえ、議論の材料を提供するため、仮に社会保障給付の伸びを一定の考え方に従って抑制した場合の 2015 年度及び 2025 年度の社会保障給付費等の姿を機械的に算出したものである。
- 本試算は、厚労省試算を基に、2005 年度の社会保障給付費（予算ベース）等を出発点として機械的に試算したものであり、
  - ① 厚労省試算に基づく自然体（ベースライン）、
  - ② 社会保障給付の伸び：経済成長率並みに抑制した場合（ケース 1）、
  - ③ 社会保障給付の伸び：経済成長率並みに抑制したケースに加え、高齢者数の増加等の影響を受ける給付については高齢者数等の増減率を加味するとともに、高齢者一人当たり医療費の適正化を織り込んだものとした場合（ケース 2）、のそれぞれについて試算している。
- 本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、また、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。

## 前 提

### ベースライン（厚労省試算に基づく自然体）

- 2005年度については、平成17年度（2005年度）予算及び政府経済見通しに基づく。2006年度以降については、厚労省試算の伸率等に基づく。
  
- 厚労省試算の前提は以下のとおり。
  - ・ 経済前提：平成16年年金財政再計算の経済前提を基に設定（毎年度の経済前提については、下表参照。）。
  - ・ 人口推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）の中位推計による。
  - ・ 年 金：平成16年年金財政再計算に基づく。
  - ・ 医 療：一人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。
  - ・ 介 護：サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率および人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。
  - ・ 介護以外の福祉等：人口や経済の伸びを勘案して推計。

#### 〔経済前提〕

	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009～2010 (平成21～22)	2011～ (平成23～)
物価上昇率	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	
賃金上昇率	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	
名目国民所得の伸率 名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%

- 2005年度の介護保険制度改革における食費・ホテルコストの見直しの影響等を織り込んでいる。

### ケース1（経済成長率）

- 各制度等の給付費を名目経済成長率で延伸。
- ただし、「年金」及び「介護以外の福祉等」の給付費については、試算上、ベースラインでも、2025年度までの伸率が名目経済成長率の範囲内であるため、ベースラインのまま。

（注）「介護以外の福祉等」には、生活保護費等、近年名目経済成長率を大きく上回って伸びている給付費が含まれており、「介護以外の福祉等」の給付費の伸びを名目経済成長率並みにするためには実際には抑制が必要となることが見込まれる。

### ケース2（経済成長率＋高齢者数等の増減率－高齢者一人当たり医療費の適正化）

- 「医療」のうち、
  - ・ 高齢者（70歳以上）の医療給付費については、名目経済成長率に高齢者数（70歳以上）の増加率を加味して延伸。ただし、現在、一人当たり一般医療費（年間）の約5倍となっている高齢者一人当たり医療費（年間）を2015年度までに4倍となるよう適正化、
  - ・ 一般の医療給付費については、名目経済成長率に若年者数（70歳未満）の減少率を加味して延伸。
- 「介護」の給付費については、名目経済成長率に高齢者数（65歳以上）の増加率を加味して延伸。
- 「年金」及び「介護以外の福祉等」の給付費については、試算上、ベースラインでも、2025年度までの伸率が名目経済成長率の範囲内であるため、ベースラインのまま。

※ ケース1及びケース2の公費負担については、各制度等の給付費の縮減割合と同じ割合でベースラインから縮減。

## 社会保障給付等に係る長期試算の結果

- 本試算によれば、社会保障給付費は、2005年度時点の88兆円（国民所得比（以下「NI比」という。）23%）が、ベースラインでは、2025年度には151兆円（NI比28%）まで増加することとなる。これが、
  - ① ケース1（経済成長率）の場合には、122兆円（NI比23%）となり、ベースラインに比べ、約2割（▲29兆円）抑制されることとなり、
  - ② ケース2（経済成長率＋高齢者数等の増減率－高齢者一人当たり医療費の適正化）の場合には、128兆円（NI比24%）となり、ベースラインと比べ、約15%（▲23兆円）抑制されることとなる。

- したがって、ケース1の場合、給付費のNI比は増加しないが、高齢者数の増等による給付の伸びは、公的給付の抑制により対応することが必要となる。

また、ケース2の場合、高齢者数の増による給付の伸びを一定程度認めることとなるため、その分、支え手の負担が増加することとなる。ケース2では、現在、一人当たり一般医療費の約5倍となっている高齢者一人当たり医療費について、諸外国では2～4倍となっていること等を踏まえ、最低限4倍となるまで適正化・効率化を図ることとしているが、支え手の負担増を更に抑制するためには、社会保障給付の更なる合理化・適正化を織り込む必要がある。

- また、公費負担でみると、ベースラインでは、2025年度時点で59兆円まで増加することとなる。これが、
  - ① ケース1の場合には、43兆円（▲16兆円）、
  - ② ケース2の場合には、46兆円（▲12兆円）となる。

これらの規模を現時点の価値に置き直して具体的にイメージするために、公費負担における国・地方の負担割合や消費税収の国・地方の配分割合を捨象し、機械的に消費税率で換算（2025年度時点の消費税率1%当たりの税収を約3.6兆円として計算）すると、ベースラインでは、2025年度時点の公費負担は約16%に相当することとなる。これが、

- ① ケース1では、約12%に相当することとなり、消費税率4%相当分の抑制となり、
- ② ケース2では、約13%に相当することとなり、消費税率3%相当分の抑制となる。

なお、仮に消費税率の引上げにより対応する場合、各経費への転嫁や物価上昇に伴う給付費の増等が生ずるので、さらにそれを賄うための財源が必要となることに留意する必要がある。

○ 本試算の結果は、社会保障給付の伸びを経済成長率並みまで抑制すれば、支え手の負担水準の大幅な上昇を一定程度抑制できることを示している。

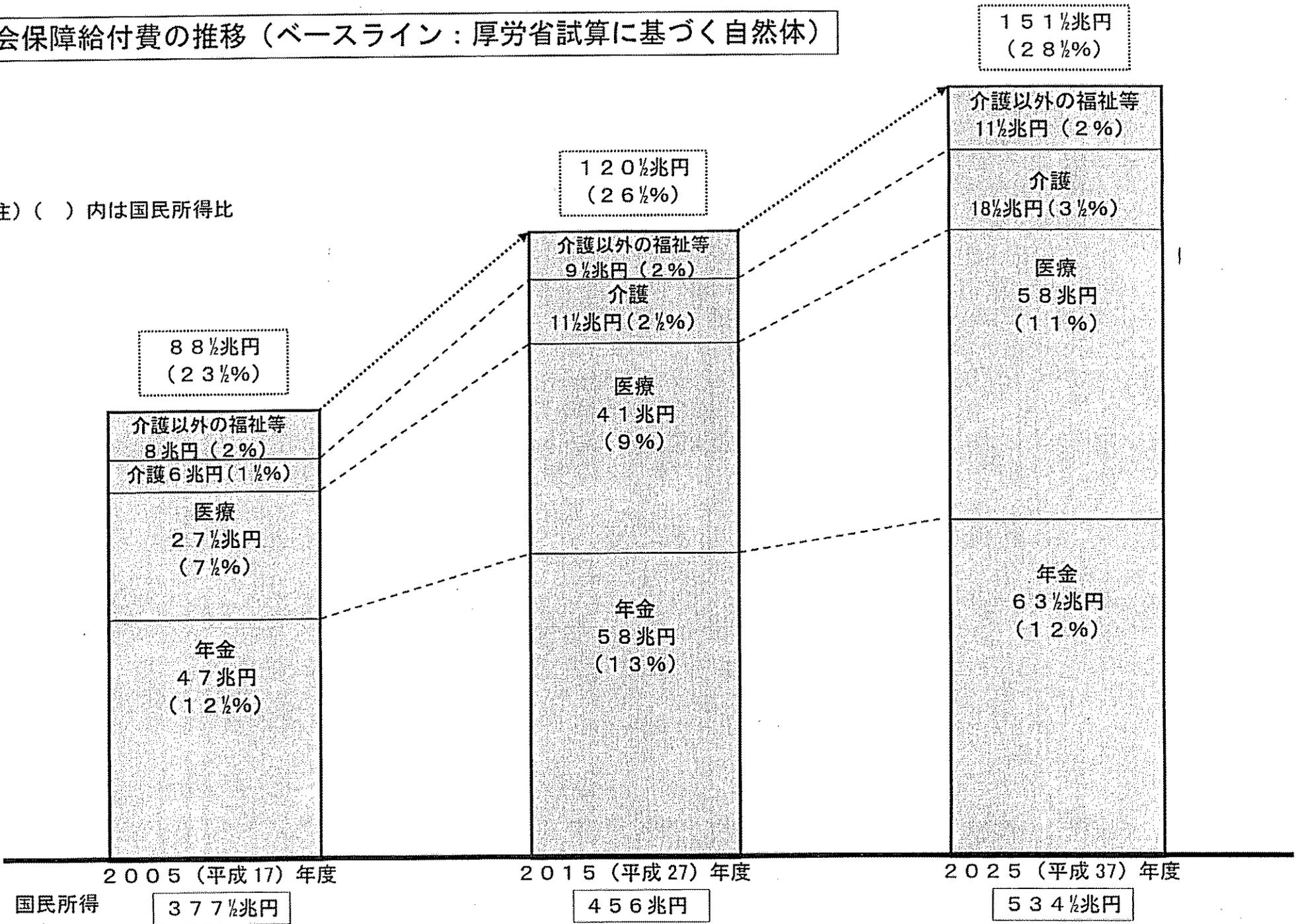
しかしながら、この場合でも公費負担の額は多額であり、いずれにせよ、これを賄うための安定した財源の確保が持続可能な社会保障制度を構築するためには必要となることもあわせて示している。

また、やむを得ず「高齢者数の増」を一定程度勘案する場合には、更なる財源の確保が必要となり、経済とのバランスの観点からは、高齢者一人当たり医療費の適正化をはじめ、各般の合理化・適正化を更に進めることにより、高齢化による影響を吸収し、社会保障給付の伸びをできる限り抑制する必要があることを示している。

○ 以上を踏まえれば、今後、社会保障給付費を具体的にどのように抑制していくか、さらには、社会保障給付費をできる限り抑制した場合でも多額となると見込まれる公費負担をどのように賄っていくのかなどについて幅広く議論し、将来にわたり持続可能で安定的な社会保障制度を構築していくことが重要である。

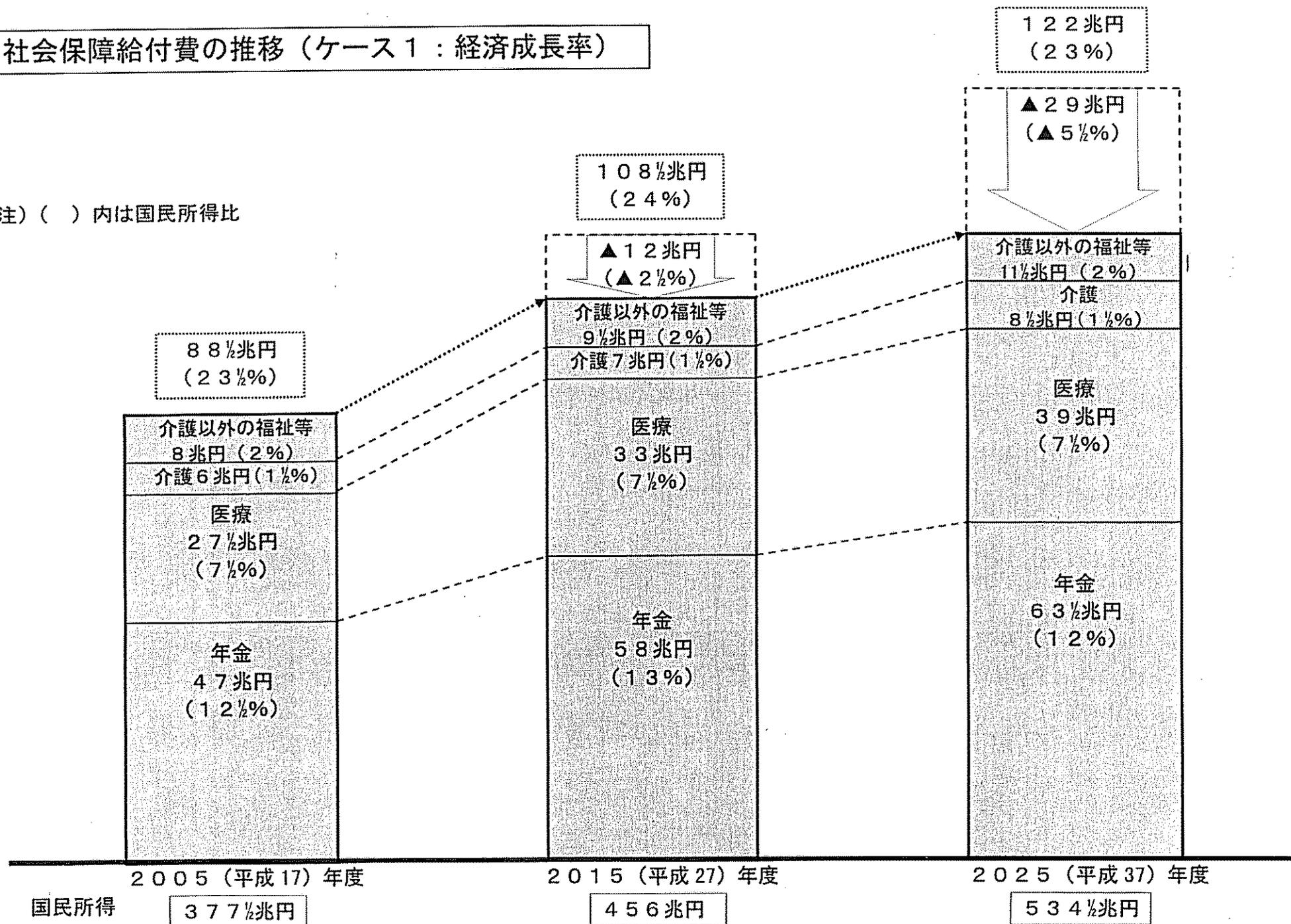
# 社会保障給付費の推移（ベースライン：厚労省試算に基づく自然体）

(注) ( ) 内は国民所得比



# 社会保障給付費の推移（ケース1：経済成長率）

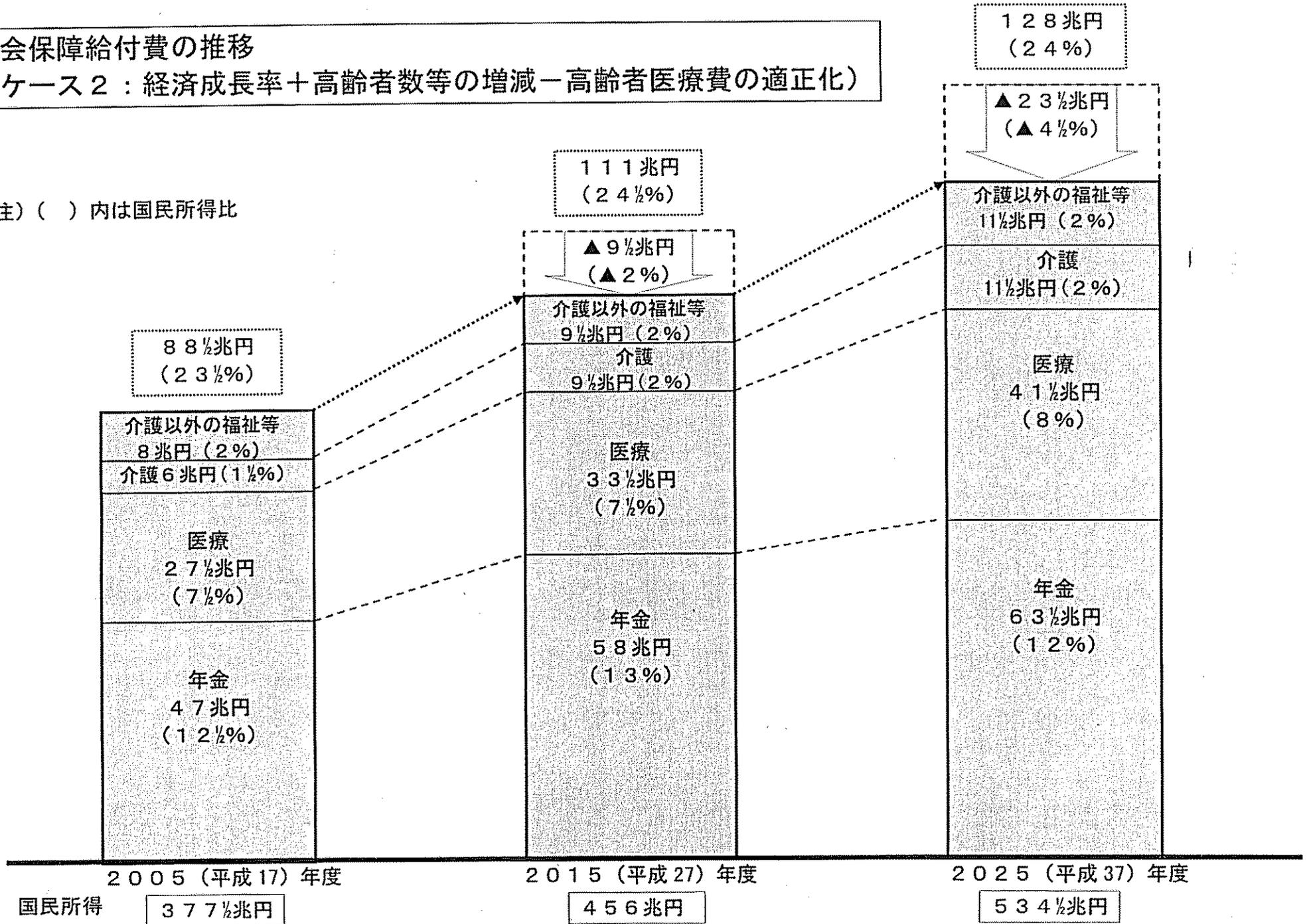
(注) ( ) 内は国民所得比



# 社会保障給付費の推移

(ケース2：経済成長率＋高齢者数等の増減－高齢者医療費の適正化)

(注) ( ) 内は国民所得比

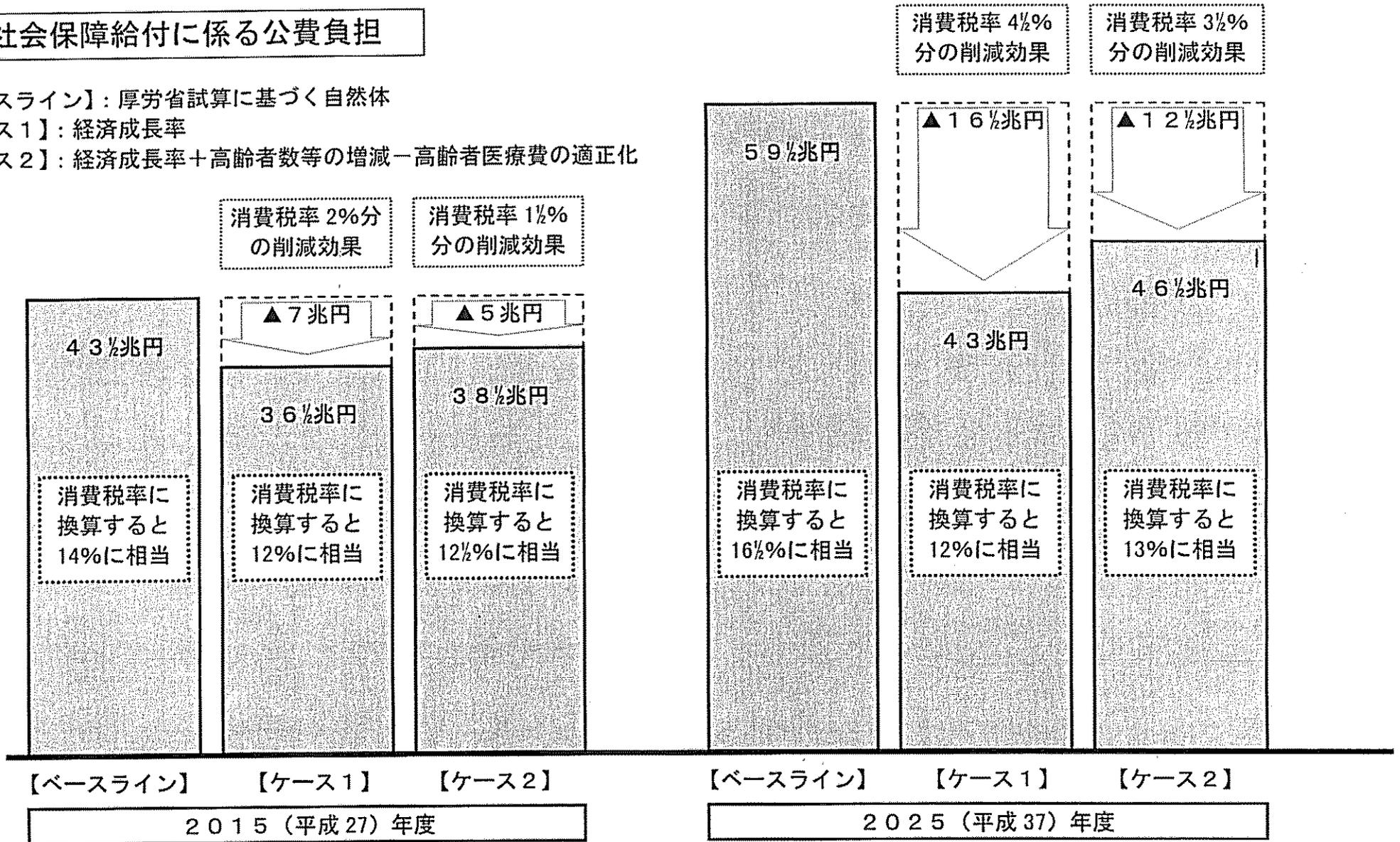


# 社会保障給付に係る公費負担

【ベースライン】：厚労省試算に基づく自然体

【ケース1】：経済成長率

【ケース2】：経済成長率＋高齢者数等の増減－高齢者医療費の適正化



(注1) 上記の消費税率換算は、公費負担における国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を捨象し、消費税率1%当たり約3.1兆円(2015年度)、約3.6兆円(2025年度)として機械的に計算したもの。仮に、2005年度における公費負担の国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を用いて、機械的に社会保障給付に係る公費負担額を基に国庫負担相当額を消費税率に換算すると、2015年度では、ベースラインで19%、ケース1で16%、ケース2で17%に相当することとなり、2025年度では、ベースラインで22%、ケース1で16%、ケース2で17%に相当することとなる。

(注2) 上記の消費税率換算は、公費負担の規模を具体的にイメージするために行ったものであり、仮に公費負担を消費税率の引上げにより賄う場合、各経費への転嫁や物価上昇に伴う給付費の増等が生ずるので、所要消費税率は上記の消費税率換算した数値よりさらに増加することに留意が必要である。

### 3. 試算結果の総括

○ 「国の一般会計に係る長期試算」によれば、2015年度時点の一般会計の基礎的財政収支の赤字額は24.9兆円、公債発行額は64.3兆円（公債依存度52.5%）、公債残高対GDP比は150.2%となっている。

○ 同試算によって算出された赤字額を前提に、昨年と同様、2015年度時点で国の一般会計の基礎的財政収支を均衡させることを想定すると、仮に歳出削減のみで均衡を実現するためには、10年後の歳出規模（国債費を除く）を試算結果に比べ約3割圧縮する必要がある（83.1兆円→58.2兆円）。

○ 他方、仮に増収のみで基礎的財政収支の均衡を実現するためには、10年後の歳入（公債金収入を除く）は試算結果に比べて約4割増加している必要がある（58.2兆円→83.1兆円）。

これを、昨年の長期試算と同様、消費税率引上げにより対応すると仮定した場合、現行の消費税率の国・地方の配分割合を仮置きすると、消費税率の引上げ幅は、現行の5%から約19%への約14%（注1、2）に相当することになる。なお、消費税率の引上げは、一般会計歳出のうち課税対象経費を増加させるのみならず、消費者物価の上昇を通じて年金給付の増額等の歳出拡大要因となるため、実際に消費税率引上げのみで基礎的財政収支の均衡を実現するためには、機械的試算が示す以上の引上げ幅（ $\alpha$ ）が必要となることに留意が必要である（注3）。

○ 「社会保障給付等に係る長期試算」においては、社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制した場合の2015年度時点の社会保障給付に係る公費負担は、その規模を具体的にイメージするために、公費負担における国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を捨象し、機械的に消費税率で換算すると約12%に相当することが示されている。

○ ちなみに、この12%と、上記に示された基礎的財政収支を均衡させるための税率水準を比較すると、少なくとも7%（ $19\% + \alpha - 12\%$ ）の乖離がある。

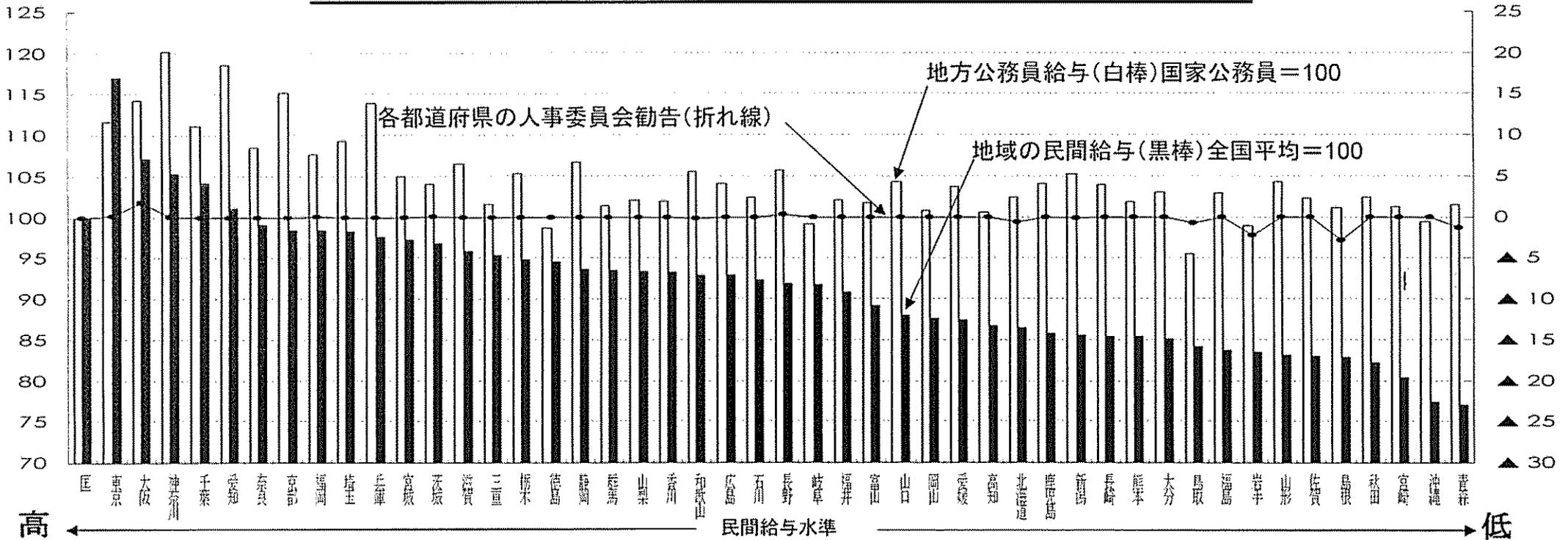
仮に、社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制できたとすれば、この乖離を縮減する効果があるが、これを勘案したとしても、なお少なくとも5%程度（ $5\% + \alpha$ ）の乖離が残る（注4）。この乖離を解消し、一般会計の基礎的財政収支を均衡させるだけのためにも、一層の歳出改革や増収増など、歳入・歳入全般にわたり、更なる改革努力が必要となる。

○ 基礎的財政収支が均衡したとしても、名目長期金利が名目経済成長率を上回る場合には、公債残高対GDP比が上昇を続けることにも留意が必要である。さらに、仮に公債残高対GDP比を一定に保つことができたとしても、残高の水準は現状を上回る国際的にみても異例なレベルであり、この引き下げを実現していく必要がある。

○ 財政の歳出・歳入の一体的な改革については、現在、経済財政諮問会議等で議論が始められているところであるが、今後とも、民需主導の持続的な成長をもたらす構造改革を推進しつつ、社会保障をはじめあらゆる歳出について厳しく縮減を図るとともに、いかにして歳入が確保されるかについても広く議論すること等を通じ、まず第一段階として基礎的財政収支を黒字化し、更に、公債残高対GDP比を引き下げていくなど、歳出・歳入両面からの財政構造改革を着実に進めていくことが必要である。

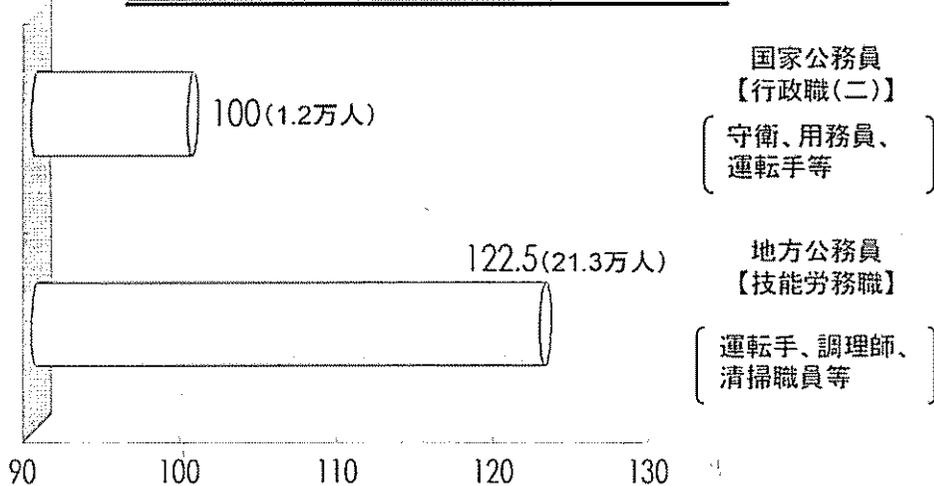
- (注) 1. 2025年度時点の赤字額を前提とした場合、同様の仮定に基づけば、消費税率の引上げ幅は、現行の5%から約22%への約17%に相当することになる。
2. 消費税率引上げによる税収増をすべて国に配分すると仮置きすると、消費税率の引上げ幅は、その分(2015年度で約6%、2025年度で約8%)縮小することになる。
3. 例えば、平成6年5月の「税制改革に関する機械的試算」(政府税制調査会提出資料)においては、課税対象経費に伴う歳出増だけで、消費税収は約7分の1実質的に目減りすると見込まれていた。
4. 社会保障以外の歳出の削減のみにより、この5%程度の乖離を解消して一般会計の基礎的財政収支を均衡させることを想定すると、10年後の社会保障以外の歳出規模(国債費を除く)を「国の一般会計に係る長期試算」の試算結果に比べ約2割程度圧縮することが必要となる。

# 国家公務員と地方公務員・民間企業と地方公務員の給与比較（都道府県別）

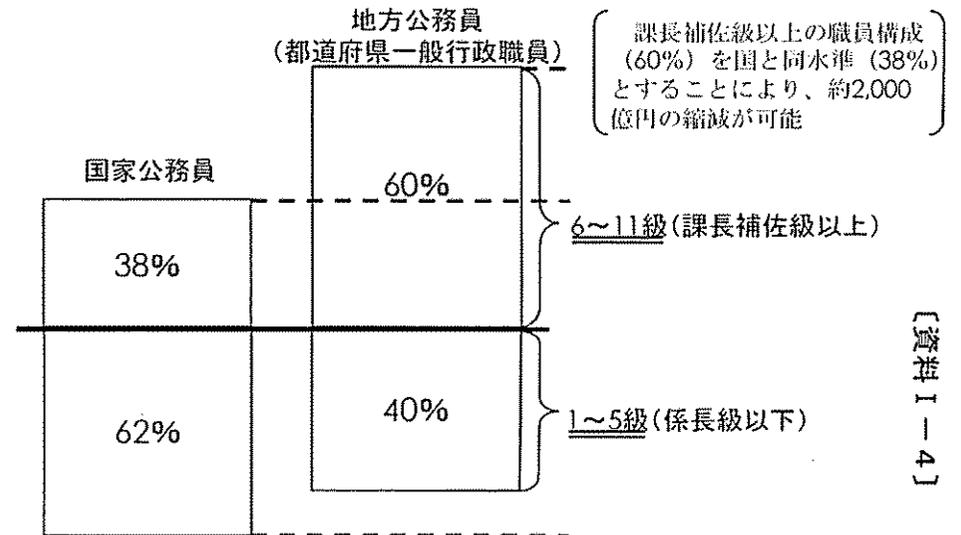


(注) 公務員給与は、国家公務員にあっては16(2004)年の人事院勧告において示された公務員給与、地方公務員にあっては16(2004)年の各都道府県人事委員会勧告において示された職員の給与により指数化したものである。民間企業給与は厚生労働省「平成16年賃金構造基本統計調査」(全産業、企業規模100人以上(推計)、男性労働者)により算定し、1,000人以上及び100人~999人の額をもとに加重平均により算出した。また、人事院及び人事委員会の給与勧告は、官民の給与比較を単純な官民給与の平均値によるのではなく、職種、役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士を対比させて比較(ラスパイレ方式)し、その結果算出された官民較差に基づき行われている。

## 国家公務員と地方公務員の給与水準の比較 (国家公務員=100としたラスパイレ指数)



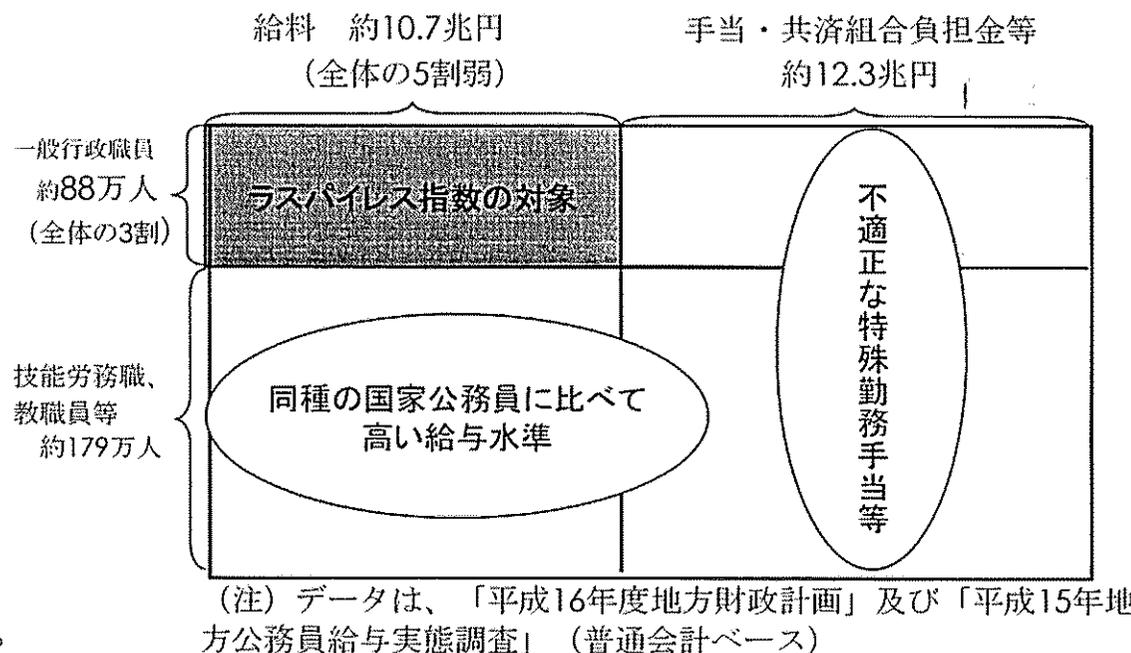
## 級別職員構成(一般行政職)



## ラスパイルス指数の限界

※公表されているラスパイルス指数は、低下してきているが、そもそもラスパイルス指数には以下の限界がある。

- ① 地方公務員の3割にしか過ぎない一般行政職に限った給与水準比較  
⇒ 技能労務職は対象外
- ② 給与関係経費の5割弱にしか過ぎない「給料」(本俸)のみを比較  
⇒ 特殊勤務手当等は対象外
- ③ 級別職員構成の歪みを反映しない。
- ④ 地域の民間給与との比較は視野に入れていない。

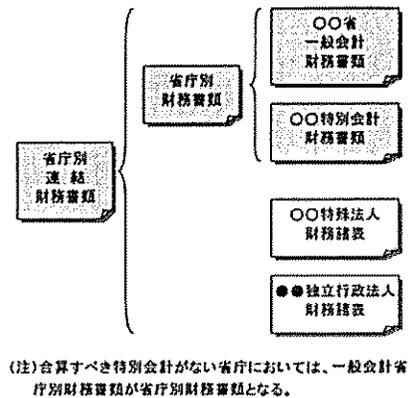


# 省庁別財務書類について

## ○ 作成目的

各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化、適正化に資する財務情報を提供すること等を目的。

## ○ 省庁別財務書類の構成



## ○ 連結財務書類

- 連結対象法人
  - ・特殊法人、認可法人及び独立行政法人等
- 連結基準
  - ・各省庁が所掌している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結(監督権限及び財政支出の有無により判断)。

## ○ 体系

### 貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	:	:
出資金	xxx	:	:
:	:	負債合計	xxx
:	:	<資産・負債差額の部>	
資産合計	xxx	資産・負債差額	xxx
		負債及び資産負債差額合計	xxx

会計年度末において各省庁に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成。

### 業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
:	:
本年度業務費用合計	xxx

各省庁の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成。

### 資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
:	xxx
無償所管換等	xxx
資産評価差額	xxx
本年度末資産・負債差額	xxx

前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成。

### 区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

各省庁の財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成。

## ○ 公債関連計数の配分(参考情報)の考え方

	公債残高		新規発行債		利払費	
	建設公債	特例公債	建設公債	特例公債	建設公債	特例公債
ケース1	資産額	歳出決算額*	公債発行対象経費	歳出決算額*	公債残高(資産額)	公債残高(歳出決算額)
ケース2	資産・負債差額	歳出決算額*(3年累計)			公債残高(資産・負債差額)	

\*歳出決算額は、公債発行対象経費控除後の計数である。

## ○ 一般会計の所管及び所管の特別会計

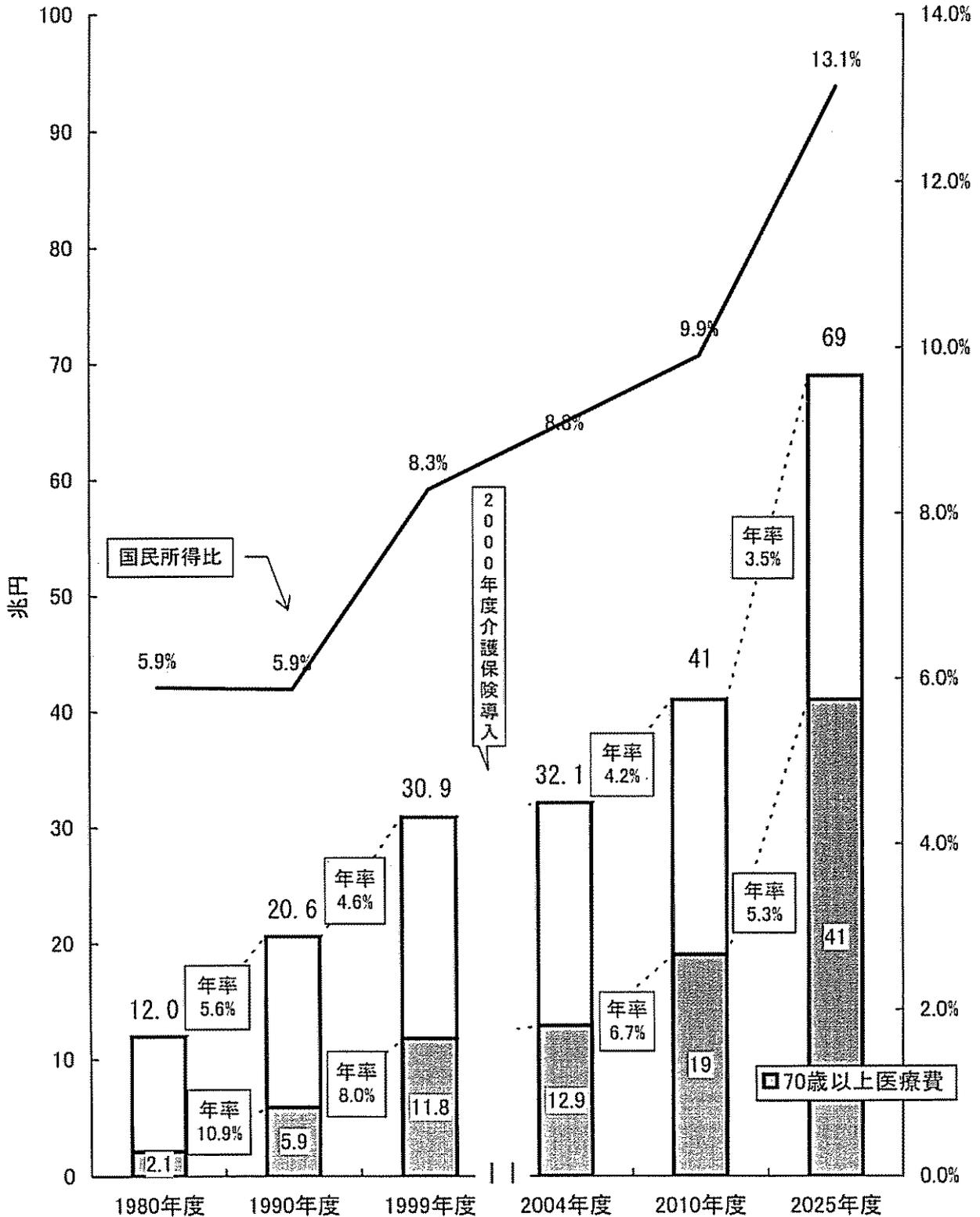
所管	特別会計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	
内閣府	交付税及び債与税配付金特別会計(交通安全対策特別交付金助定)
総務省	交付税及び債与税配付金特別会計(交付税及び債与税配付金助定)
法務省	登記特別会計
外務省	
財務省	地震再保険特別会計 特定国有財産整備特別会計 産業投資特別会計 財政融資資金特別会計 外国為替資金特別会計 国債整理基金特別会計
文部科学省	電源開発促進対策特別会計 <sup>(注1)</sup>
厚生労働省	厚生保険特別会計 船員保険特別会計 国民年金特別会計 労働保険特別会計 国立病院特別会計
農林水産省	国有林野事業特別会計 農業共済再保険特別会計 森林保険特別会計 漁船再保険及漁業共済保険特別会計 国営土地改良事業特別会計 食糧管理特別会計 農業経営基盤強化措置特別会計
経済産業省	貿易再保険特別会計 特許特別会計 電源開発促進対策特別会計 <sup>(注1)</sup> 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 <sup>(注2)</sup>
国土交通省	自動車損害賠償保障事業特別会計 道路整備特別会計 治水特別会計 港湾整備特別会計 自動車検査登録特別会計 都市開発資金融通特別会計 空港整備特別会計
環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 <sup>(注2)</sup>

(注1) 電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定については、文部科学省及び経済産業省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

(注2) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の石油及びエネルギー需給構造高度化勘定については、経済産業省及び環境省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

(注3) 独立行政法人化等により廃止される特別会計については、作成対象から除外。

## 国民医療費の推移と見通し



(注) 1999年度までは実績。2004年度は予算ベース。2010年度及び2025年度は「社会保障の給付と負担の見通し」(16年5月、厚生労働省)による。

## 老人・若人別 1 人当たり医療費の国際比較

諸外国の老人一人当たり医療費は、若人の 2~4 倍程度

日 本 (1997)	4.90
アメリカ (1995)	4.60
イギリス (1997)	3.35
ド イ ツ (1994)	2.68
フランス (1991)	2.96

(出典) 「OECD HEALTH DATA (2002)」 (OECD)

- (注)
1. 医療費については、各国の制度、統計データの定義などの相違から単純に比較することは困難であるが、一定の前提を置いて（総医療費で比較）、あえて比較を試みたものである。
  2. イギリスはイングランドのみのデータである。
  3. ドイツは公的支出に限ったデータである。
  4. フランスは 60 歳以上の 1 人当たり総医療費の 0~59 歳の 1 人当たり総医療費に対する割合である。

# 都道府県別1人当たり老人医療費及び平均寿命

○1人当たり老人医療費(2002年度) (単位:円)

	金額	順位		金額	順位
北海道	898,932	2	滋賀県	679,994	33
青森県	681,925	30	京都府	803,050	8
岩手県	648,281	39	大阪府	861,190	3
宮城県	680,669	31	兵庫県	744,923	19
秋田県	676,179	36	奈良県	705,306	26
山形県	625,140	45	和歌山県	716,140	24
福島県	685,900	29	鳥取県	680,602	32
茨城県	647,061	40	島根県	677,001	35
栃木県	637,536	43	岡山県	754,043	16
群馬県	648,759	38	広島県	837,106	5
埼玉県	689,455	28	山口県	771,392	14
千葉県	635,917	44	徳島県	747,837	17
東京都	746,293	18	香川県	771,141	15
神奈川県	691,100	27	愛媛県	731,946	21
新潟県	617,439	46	高知県	823,565	6
富山県	722,520	23	福岡県	904,564	1
石川県	808,473	7	佐賀県	798,006	10
福井県	726,272	22	長崎県	858,997	4
山梨県	641,453	41	熊本県	788,420	11
長野県	596,480	47	大分県	787,682	12
岐阜県	679,033	34	宮崎県	710,326	25
静岡県	638,391	42	鹿児島県	799,094	9
愛知県	738,714	20	沖縄県	774,263	13
三重県	650,158	37	全 国	736,512	

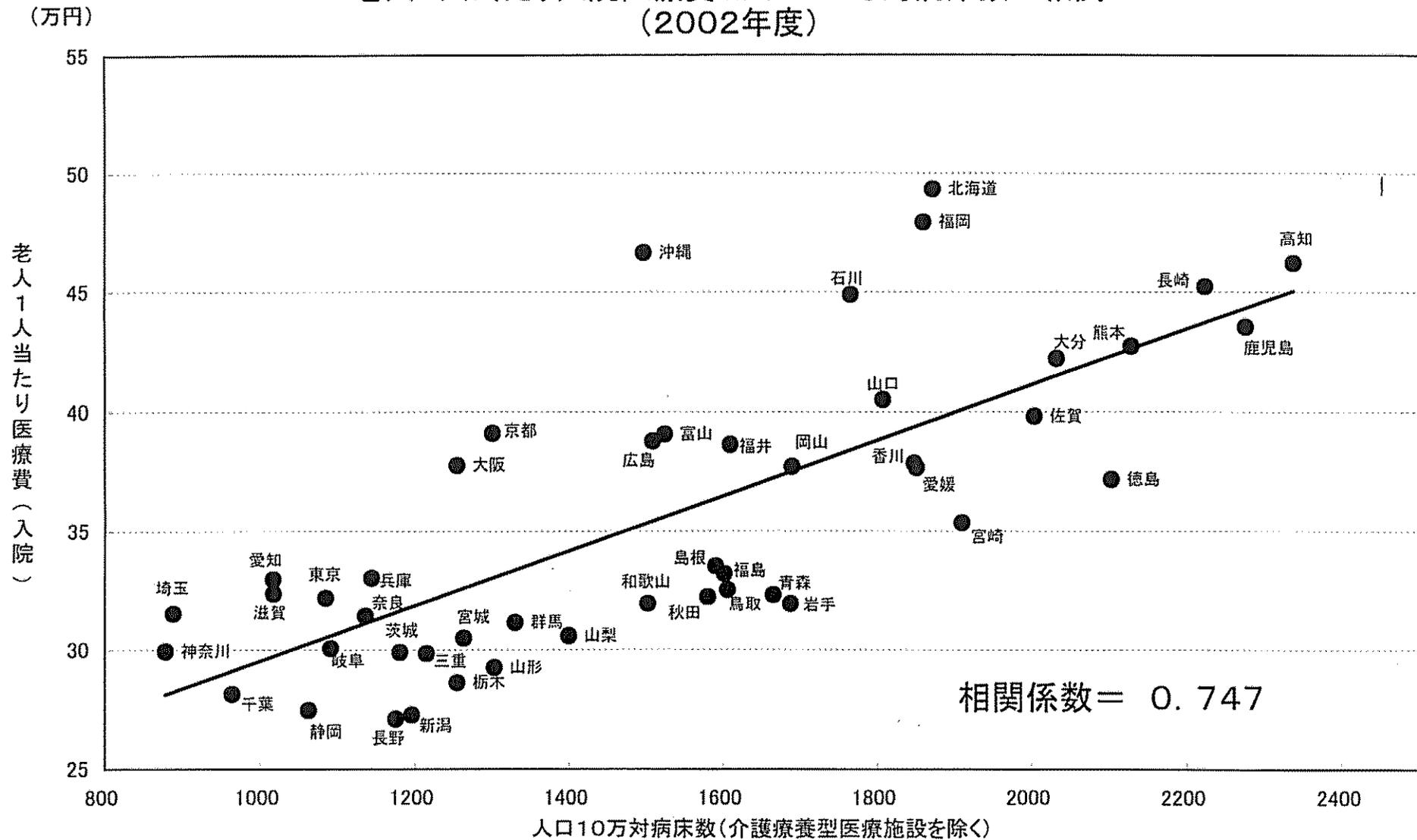
出典:平成14年度老人医療事業年報(厚生労働省保険局調査課)

○平均寿命(2000年) (単位:歳)

	男性	順位	女性	順位		男性	順位	女性	順位
北海道	77.55	28	84.84	18	滋賀県	78.19	6	84.92	15
青森県	75.67	47	83.69	47	京都府	78.15	7	84.81	20
岩手県	77.09	39	84.60	29	大阪府	76.97	43	84.01	46
宮城県	77.71	23	84.74	24	兵庫県	77.57	27	84.34	38
秋田県	76.81	46	84.32	40	奈良県	78.36	3	84.80	21
山形県	77.69	24	84.57	31	和歌山県	77.01	41	84.23	41
福島県	77.18	37	84.21	43	鳥取県	77.39	31	84.91	16
茨城県	77.20	35	84.21	44	島根県	77.54	29	85.30	5
栃木県	77.14	38	84.04	45	岡山県	77.80	21	85.25	6
群馬県	77.86	20	84.47	35	広島県	77.76	22	85.09	12
埼玉県	78.05	10	84.34	37	山口県	77.03	40	84.61	28
千葉県	78.05	11	84.51	32	徳島県	77.19	36	84.49	33
東京都	77.98	15	84.38	36	香川県	77.99	14	84.85	17
神奈川県	78.24	5	84.74	23	愛媛県	77.30	32	84.57	30
新潟県	77.66	25	85.19	9	高知県	76.85	45	84.76	22
富山県	78.03	12	85.24	7	福岡県	77.21	34	84.62	27
石川県	77.96	16	85.18	10	佐賀県	76.95	44	85.07	13
福井県	78.55	2	85.39	2	長崎県	77.21	33	84.81	19
山梨県	77.90	19	85.21	8	熊本県	78.29	4	85.30	4
長野県	78.90	1	85.31	3	大分県	77.91	17	84.69	25
岐阜県	78.10	9	84.33	39	宮崎県	77.42	30	85.09	11
静岡県	78.15	8	84.95	14	鹿児島県	76.98	42	84.68	26
愛知県	78.01	13	84.22	42	沖縄県	77.64	26	86.01	1
三重県	77.90	18	84.49	34	全 国	77.71		84.62	

出典:平成12年都道府県別生命表(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 老人1人当たり入院医療費と人口10万対病床数の相関 (2002年度)



- (注) 1. 入院医療費は、入院時食事療養費を含む。(平成14年度実績値)  
 2. 人口10万対病床数は、10月1日の病院病床数と一般診療所病床数の合計から、介護療養型医療施設の病床数を減じ、総務省統計局による10月1日現在推計人口をもとに人口10万人に対する病床数を算出したものである。

## 病床数と平均在院日数の国際比較(2000年)

	日本 (2003年)	米国	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
病床数	164.7万床	98.4万床	24.3万床	74.9万床	48.6万床	3.2万床
(人口千人あたり)	12.8床	3.6床	4.1床	9.1床	8.2床	3.6床
平均在院日数	28.3日 [20.7日]	6.6日 (2002年)	8.1日 (2002年)	11.6日 (2001年)	13.5日 (2001年)	6.2日 (2002年)

(資料) 我が国については、病床数、平均在院日数とも「医療施設(動態)調査・病院報告(平成15年)」  
 諸外国については、病床数は「OECD Health Data 2002」、平均在院日数は「OECD Health Data 2004」  
 ただし、ドイツの平均在院日数については、「OECD Health Data 2003」

(注1) 我が国の平均在院日数は、療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床(経過的旧療養型病床群を含む。)の平均在院日数  
 なお、[ ]内の数値は、一般病床等(一般病床及び経過的旧療養型病床を除く旧その他の病床)の平均在院日数

(注2) 諸外国の病床の定義は、基本的にOECDの統計に従った。

ドイツ: 急性期病床、精神・神経病床、リハビリ病床

フランス: 急性期病床、長期病床、精神病床、中毒病床(薬物、アルコール)、リハビリ病床

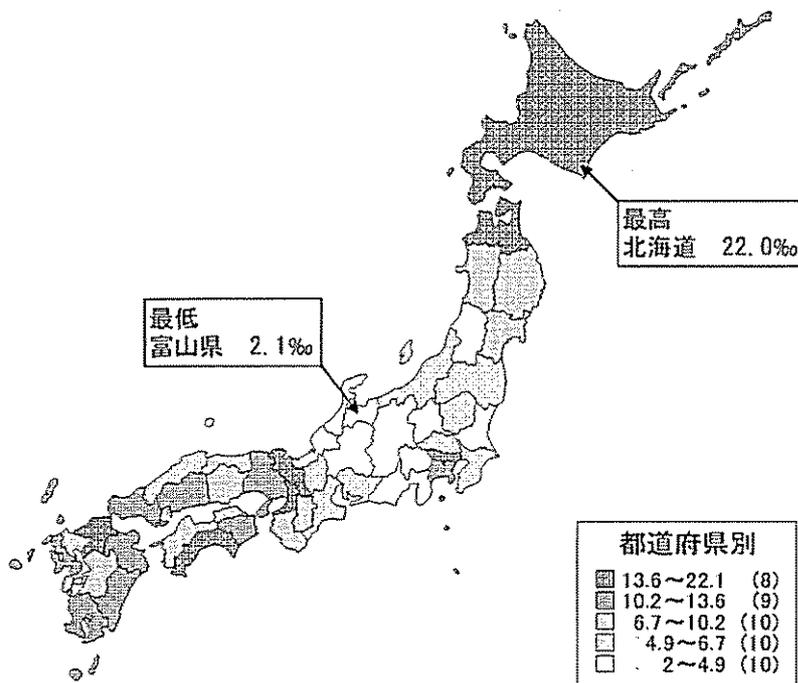
イギリス: NHS(National Health Service)の全病床

アメリカ: AHA(American Hospital Association)に登録されている全病院の病床

都道府県別保護率の状況

地域別にみた保護率 (平成15(2003)年度)

	15年度 (2003)
全国	10.5 %
1 北海道	22.0
2 青森県	14.5
3 岩手県	6.7
4 宮城県	6.8
5 秋田県	9.9
6 山形県	4.0
7 福島県	6.4
8 茨城県	4.8
9 栃木県	5.6
10 群馬県	4.0
11 埼玉県	6.3
12 千葉県	6.5
13 東京都	14.1
14 神奈川県	10.3
15 新潟県	4.9
16 富山県	2.1
17 石川県	4.1
18 福井県	2.6
19 山梨県	3.5
20 長野県	2.9
21 岐阜県	2.9
22 静岡県	3.7
23 愛知県	5.3
24 三重県	6.6
25 滋賀県	5.5
26 京都府	17.3
27 大阪府	21.5
28 兵庫県	13.0
29 奈良県	10.2
30 和歌山県	9.8
31 鳥取県	7.0
32 島根県	5.0
33 岡山県	9.3
34 広島県	10.4
35 山口県	10.2
36 徳島県	13.0
37 香川県	9.1
38 愛媛県	9.9
39 高知県	19.1
40 福岡県	17.6
41 佐賀県	6.5
42 長崎県	13.6
43 熊本県	8.2
44 大分県	12.1
45 宮崎県	10.6
46 鹿児島県	13.2
47 沖縄県	14.2



上位10県・市の状況

順位	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)
1	大阪市 23.1 %	大阪市 25.5 %	大阪市 28.2 %	大阪市 31.3 %	大阪市 35.4 %
2	高知市 21.1	旭川市 23.0	旭川市 24.6	旭川市 26.4	旭川市 28.4
3	京都市 19.7	高知市 21.9	高知市 23.7	高知市 25.4	高知市 27.4
4	札幌市 19.7	札幌市 21.0	札幌市 22.1	札幌市 23.5	札幌市 25.0
5	神戸市 17.5	京都市 20.2	京都市 21.1	神戸市 22.8	神戸市 24.7
6	福岡県 16.8	神戸市 18.8	神戸市 20.6	京都市 22.7	京都市 24.2
7	北海道 16.5	福岡県 17.2	福岡県 17.6	堺市 19.3	堺市 21.2
8	福岡市 15.3	北海道 16.7	北海道 17.6	北海道 18.6	北海道 19.7
9	高松市 13.9	福岡市 15.8	堺市 17.3	福岡県 18.3	福岡県 19.2
10	堺市 13.7	堺市 15.4	福岡市 16.3	福岡市 16.9	長崎市 17.8

下位10県・市の状況

順位	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)
1	岐阜県 1.2 %	岐阜県 1.4 %	岐阜県 1.5 %	富山県 1.7 %	富山県 1.7 %
2	富山県 1.6	富山県 1.6	富山県 1.6	岐阜県 1.7	岐阜県 1.8
3	静岡県 2.1	静岡県 2.2	愛知県 2.4	愛知県 2.5	岡崎市 2.3
4	富山市 2.1	愛知県 2.3	富山市 2.4	福井県 2.5	福井県 2.6
5	愛知県 2.1	富山市 2.3	福井県 2.4	静岡県 2.6	愛知県 2.7
6	福井県 2.1	福井県 2.3	静岡県 2.4	長野県 2.7	静岡県 2.8
7	石川県 2.3	長野県 2.4	長野県 2.5	富山市 2.7	長野県 2.8
8	長野県 2.3	石川県 2.5	新潟県 2.7	豊田市 2.9	豊田市 2.9
9	豊田市 2.3	長野市 2.5	長野市 2.8	新潟県 3.0	富山市 2.9
10	新潟県 2.4	新潟県 2.6	石川県 2.8	長野市 3.0	新潟県 3.3

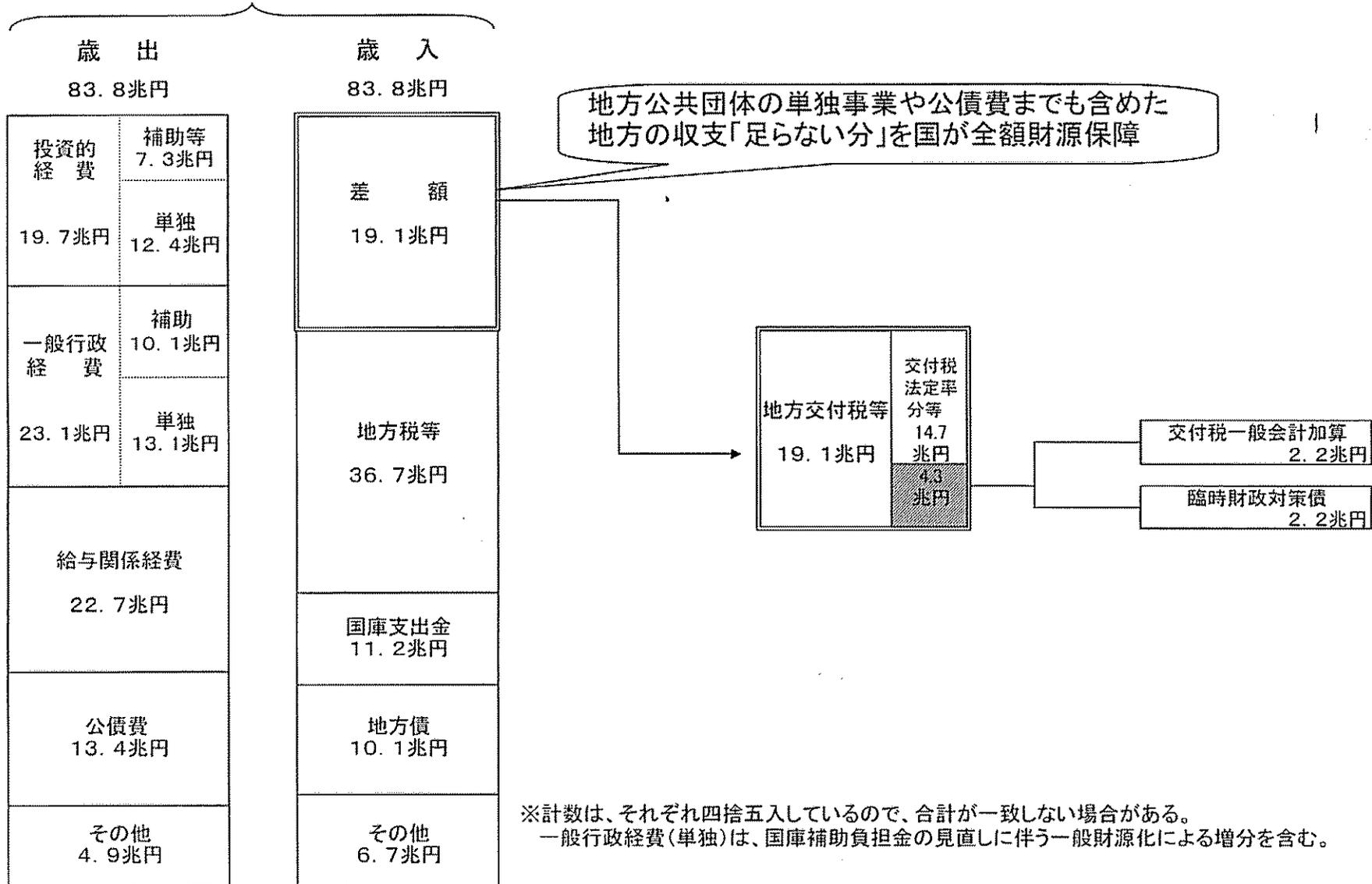
資料：福祉行政報告例  
 ※各都道府県の保護率は指定都市・中核市を含む数値

資料：福祉行政報告例  
 ※都道府県(指定都市・中核市を除く)・指定都市・中核市別の保護率

## マクロ(総体としての地方)についての財源保障(歳入歳出差額補てん)

交付税総額の決定システム＝交付税総額は、地方財政計画を通じて決まる

地方財政計画(平成17年度)



# 「透 明」

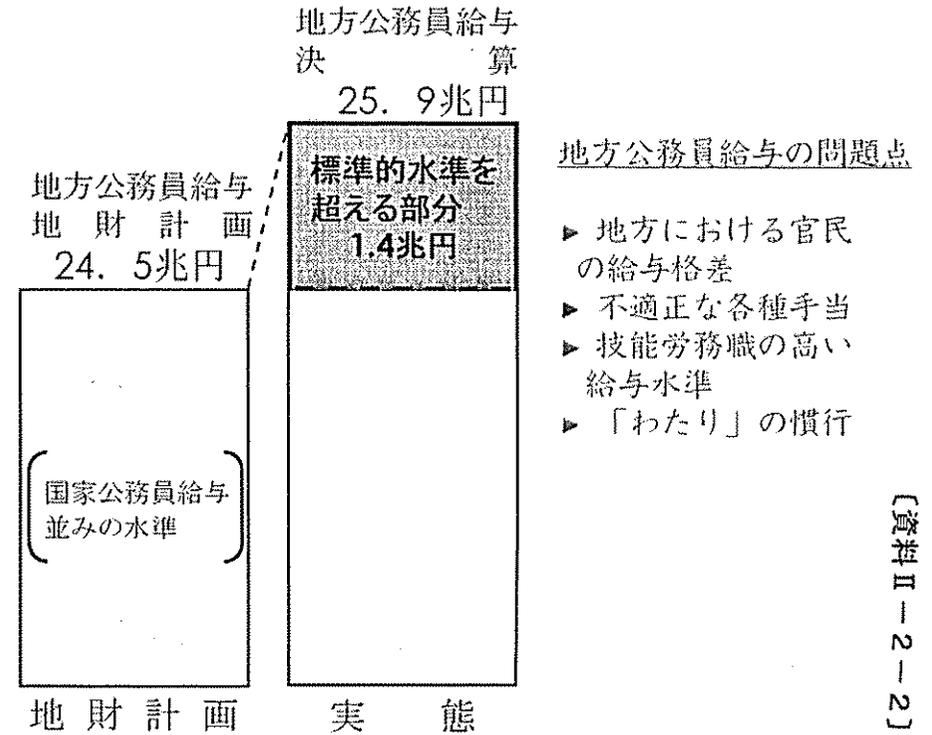
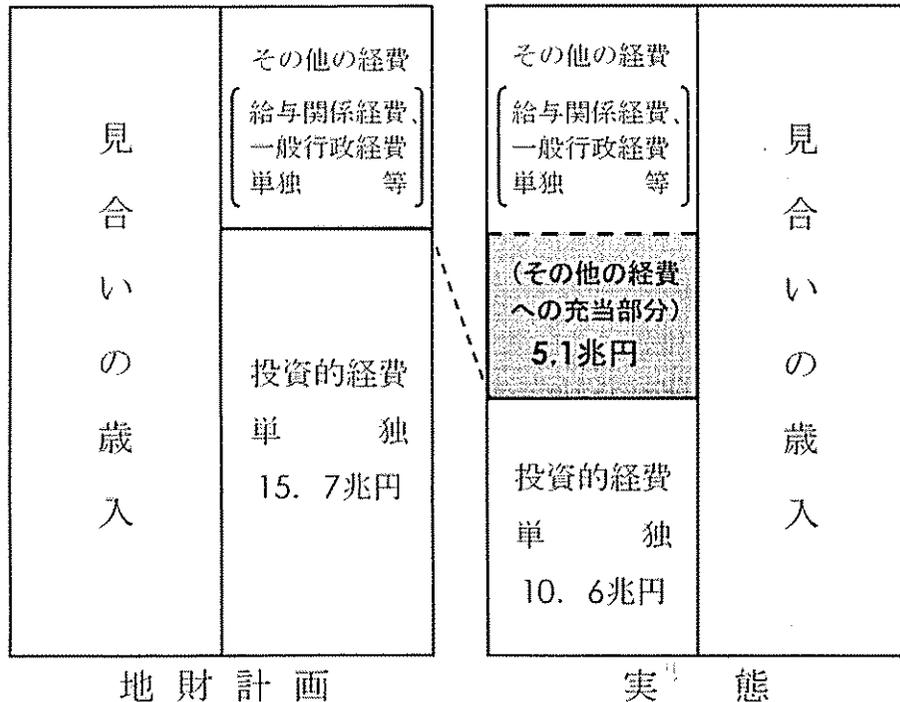
地財計画歳出各項目の内訳・積算・実態を明らかにし、納税者・国民の視点に立って、真に財源保障すべきものに限定・適正化

⇒ 「投資単独事業」の過大計上(5.1兆円)を適正化することを通じ、標準的水準を超える「地方公務員給与」(1.4兆円)等を是正

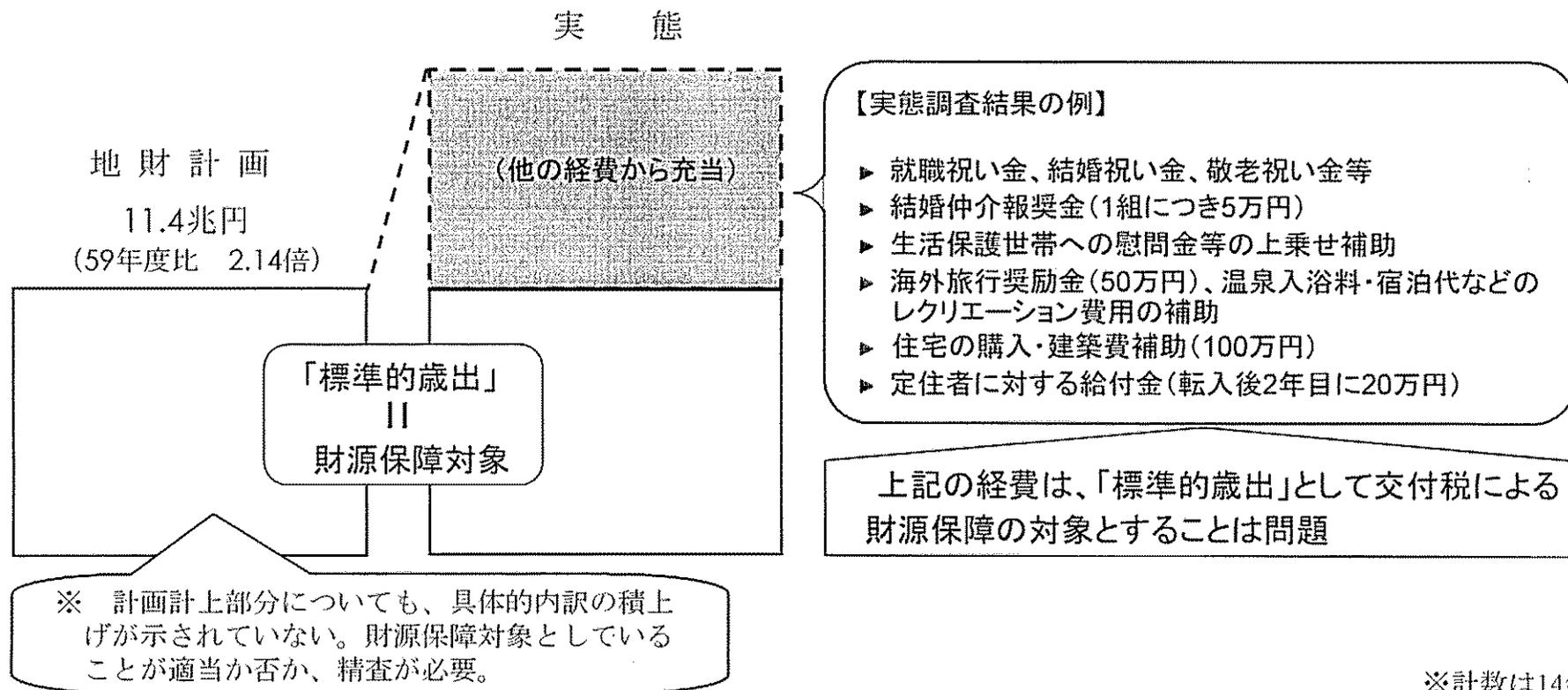
- ↓ 給与関係経費 ⇒ 情報公開を進めつつ、給与水準の見直し、諸手当の適正化、地財計画計上人員の一層の削減等
- ↓ 一般行政経費単独 ⇒ 既存の計画計上額を含め、経費の具体的内訳・積算・実態を明らかにし、必要性を精査

○ 「投資単独事業」の過大計上により確保された財源が給与等に充当されている。

○ 「地方公務員給与」の実態は、地財計画を大きく上回っている。



- 「一般行政経費単独」についても実態が計画を大きく上回っており、標準的歳出を超える事業が行われている。

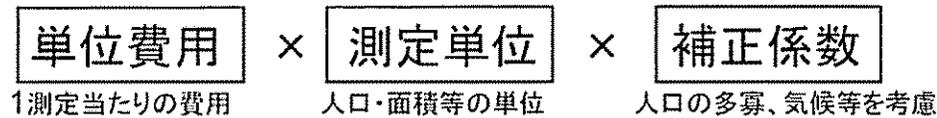


- 計画額を上回って支出されている経費は、地財計画に計上されないような「標準的な水準」を超える事業に係る経費であり、そもそも国による財源保障の対象とすることが不適当なもの。
- 従って、「投資単独事業」の過大計上を適正化する場合に、「地方公務員給与」や「一般行政経費単独」について、実態として支出がなされているからといって、それをベースに「一体的是正」と称して安易に計画計上額を増やすことは、徒な財源保障範囲の拡大となり不適当

# 「簡 素」

複雑で入り組んでいる交付税の仕組みを、簡素で、国民に分かり易い仕組みに改める。

## 基準財政需要の算定



【都道府県】	63種類	56種類	9種類
【市町村】	72種類	64種類	9種類

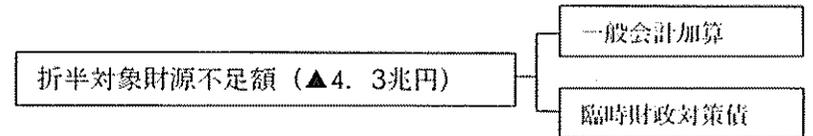
### 【基準財政需要の例】

・警察費	=	警察官一人当たりの費用	×	警察官の数	×	補正計数 (段階補正及び寒冷補正)
・教育費	=	教職員一人当たりの費用	×	教職員の数	×	補正計数 (徳様補正及び寒冷補正)
・土木費	=	.....		.....		.....
・厚生労働費	=	.....		.....		.....
・公債費	=	.....		.....		.....
・〇〇費	=	.....		.....		.....
・▲▲費	=	.....		.....		.....
・××費	=	.....		.....		.....
⋮		⋮		⋮		⋮
⋮		⋮		⋮		⋮

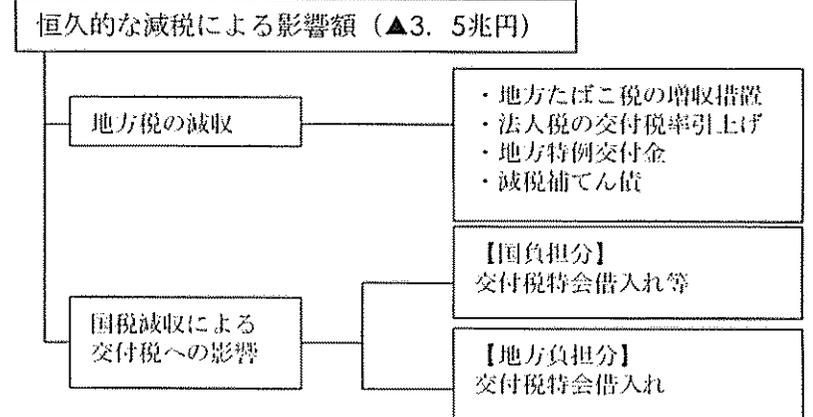
基準財政需要額 = 〇〇〇,〇〇〇円

## 現在の地財対策スキーム

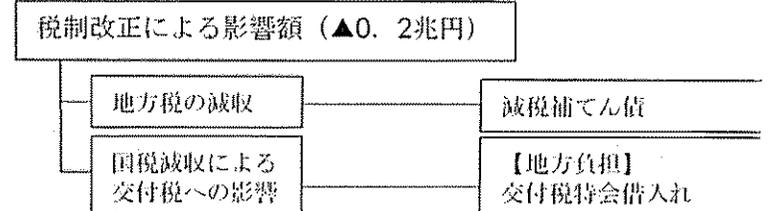
### 1. 通常収支に係る補てん措置



### 2. 恒久的な減税影響額に係る補てん措置



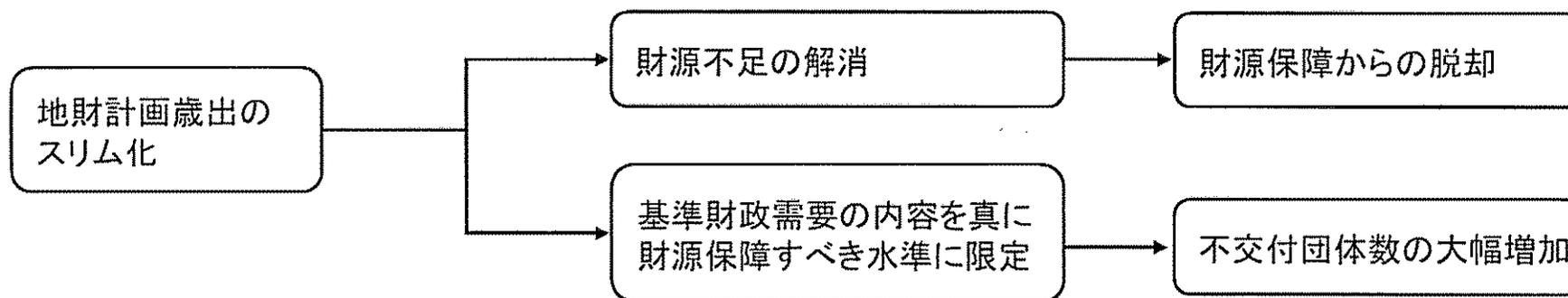
### 3. 15年度税制改正による減収に係る補てん措置



# 「自立」

歳入歳出差額補てんを行っている現行の交付税の財源保障から脱却し、地方の財政健全化と自立を促す。

- 歳入と歳出の差額を補てんする交付税の財源保障機能は、歳出拡大に対する地方の負担感を希薄化し、国への財政的依存と地方歳出及び交付税の肥大化を招いている。
- このため、地方公務員給与や単独事業など地財計画における歳出をスリム化することにより、地方財源不足(4.3兆円)を解消して地方財政を健全化するとともに、交付税総額を抑制して財源保障機能を縮小し、自治体の財政運営に自助努力を促す。将来的には、財源保障機能を廃止

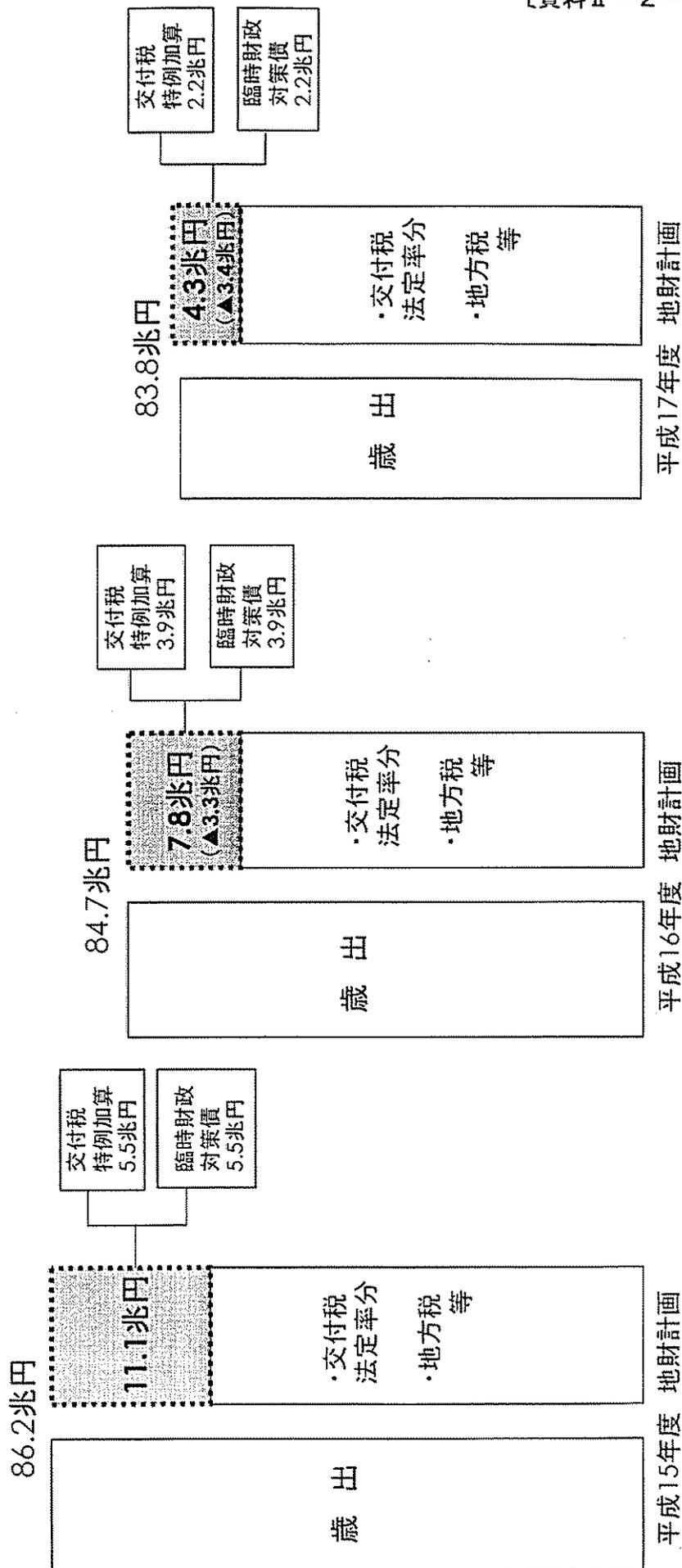


- 地方債についても、18年度からの協議制移行を踏まえ、自立的な地方債発行制度を整備

# 中期的な地財計画歳出のスリム化

- ↑ 早急に折半対象財源不足を解消することとし、地財計画歳出を18年度からスリム化
- ↑ 地方自治体に歳出スリム化を促すとともに、予見可能性を確保するため、交付税特例加算を計画的に縮減・解消。交付税への依存から脱却

## 地財計画歳出のスリム化と地方財源不足縮減の推移



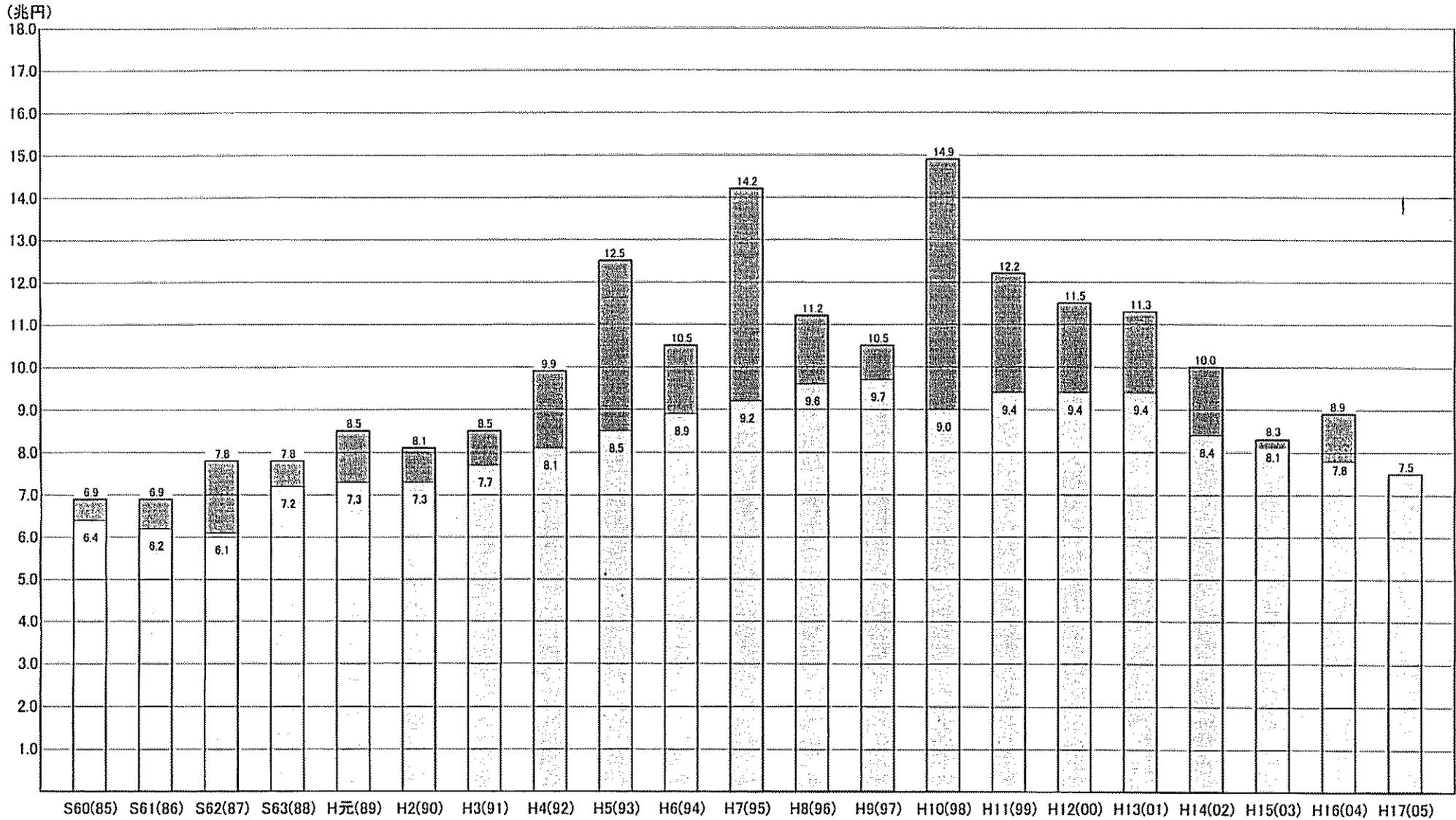
平成15年度 地財計画

平成16年度 地財計画

平成17年度 地財計画

### 公共事業関係費の推移

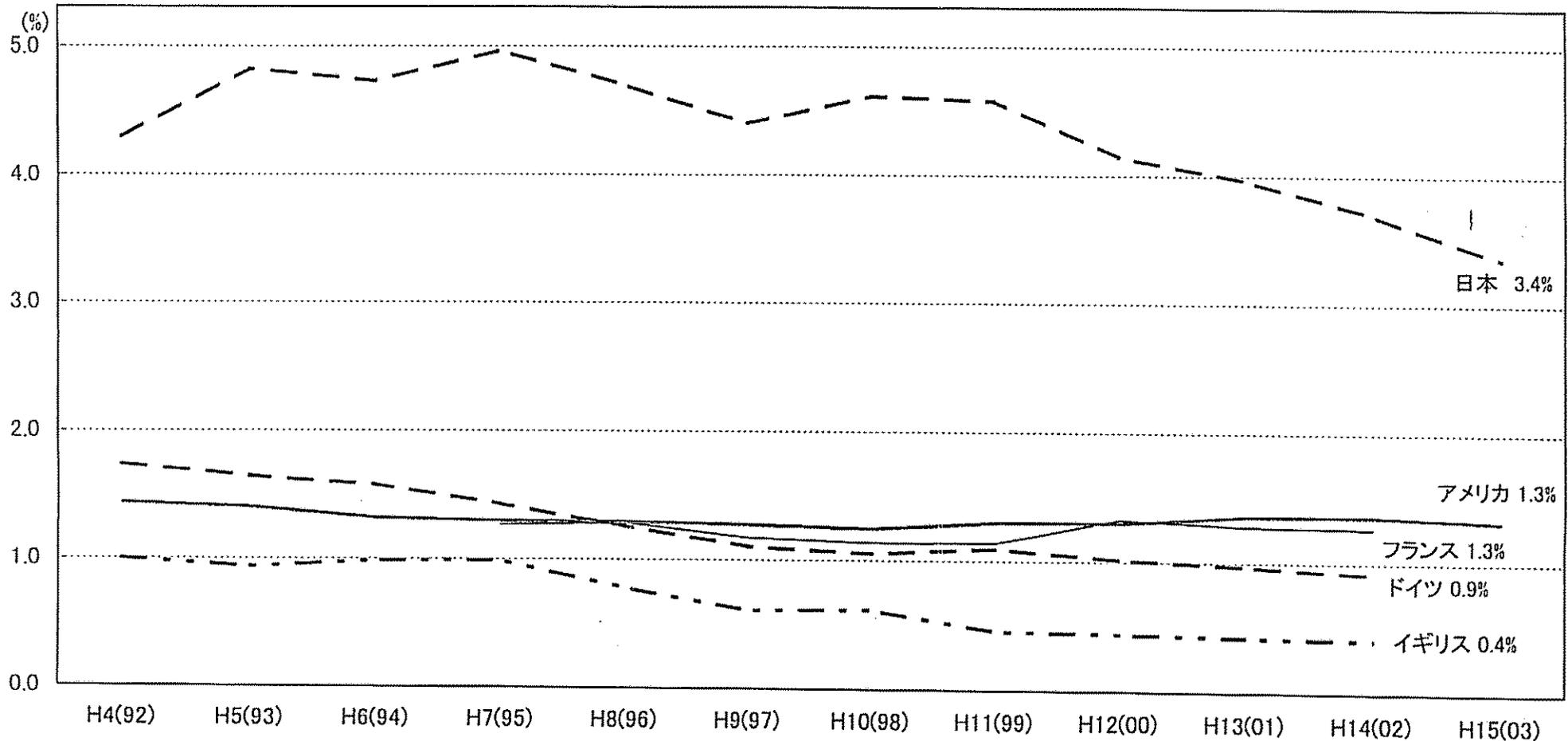
当初  
 補正



(注1)上記の計数はNTT-B(15'当初予算における改革推進公共投資追加貸付金を除く)を含み、NTT償還時補助及びNTT償還時貸付金を除く。  
 (注2)13年度2次補正における一般会計と産業投資特別会計の重複計上分を除く。

(年度)

## 一般政府総資本形成(うち公共事業相当分)の対GDP比の推移



(出典) 1.日本: 国民経済計算年報(年度ベース)

2.アメリカ: 商務省/National Income and Product Accounts

3.その他: OECD/ National Accounts2004

(注) 1.公共事業関係費相当分の試算は、SNAの「政府の機能別分類」(COFOG:Classification of Functions of Government)のうち、分類04経済業務、分類05環境保護、分類06住宅・地域アメニティに属する事業を公共事業に相当するものとして試算。ただし、アメリカは独自統計NIPAによるCOFOG類似の分類のうち、経済業務及び住宅・地域サービスに属する事業で試算。(COFOGの環境保護に属するものの多大部分は、NIPAでは住宅・地域サービスに含まれる)

2.EU諸国は、一般政府に一般政府在庫品増加を加えた一般政府総資本形成の内訳。

3.アメリカは、公的企業の投資及び軍事兵器等を含めた政府総投資の内訳。

## 社会資本整備の進捗

		90年(平成元年度)	04年(平成16年度)	90年比	
治水事業	ダムの数 (数)	313	454	145.0	
	治水容量 (百万m <sup>3</sup> )	3,143	5,848	186.1	
	開発水量 (億m <sup>3</sup> /年)	118.6	206.3	173.9	
	水害区域面積 (ha)	53,558 ※85年~94年平均	26,547 ※95年~03年平均	49.6	
	被害家屋数 (棟)	82,787 ※85年~94年平均	51,023 ※95年~03年平均	61.6	
治山事業	山地災害防止機能等が確保された集落数 (千集落)	29 ※推計値	49 ※推計値	169.0	
	山地災害発生件数 (件)	5,539 ※85年度~94年度平均	3,755 ※95年度~04年度平均	67.8	
道路事業	道路延長 (高規格幹線道路) (km)	4,862	8,730	179.6	
	改良済延長及び改良率 (一般道路) (千km, %)	517 (46.6)	662 (56.3)	128.0	
	歩道設置延長 (km)	104,486	152,175 ※平成14年	145.6	
	高規格幹線道路カバー率 ※人口(1時間以内) (%)	92 ※平成4年	96 ※平成14年	104.3	
	交通容量台キロ (百万台%/12h)	1,215 ※平成2年	1,542 ※平成11年	126.9	
	混雑度(市町村道を除く) ※混雑度1.0~1.5は朝夕ピーク時に渋滞、1.5以上では1日中渋滞	都市高速道路	0.92	0.81	88.0
		一般道路	0.79	0.76	96.2
	渋滞発生回数 ※首都圏高速(主要22地点) (回/年)	15,309	11,192 ※平成14年	73.1	
港湾整備事業	重要港湾の岸壁数 (公共岸壁)	7	51	728.6	
		水深14m未満			
空港整備事業	空港数	87	117	134.5	
	ジェット化空港数 (原則2,000m以上の滑走路)	46	62	134.8	
住宅対策事業	総住宅戸数 (千戸)	42,007 ※88年	53,891 ※03年	128.3	
	公営住宅戸数 (千戸)	1,990 ※88年	2,189 ※03年	110.0	
	世帯数 (千世帯)	40,670	46,782 ※06年	115.0	
下水道事業	総管きょ延長 (万km)	17.4	35.9 ※03年	206.3	
	下水道処理人口普及率 (%)	42	66.7	158.8	
	汚水処理人口普及率 (%)	62 ※97年	77.7	125.3	
	高度処理人口普及率 (%)	2	12	600.0	

		90年(平成元年度)	04年(平成16年度)	90年比	
水道事業	水道普及率 (%)	94.4	96.9 ※平成15年度	102.6	
	給水人口(上水道) (千人)	116,379	123,753 ※平成15年度	106.3	
	給水制限影響人口 (千人)	4,494 ※85年~94年平均	1,835 ※95年~03年平均	40.8	
廃棄物処理事業	焼却可能処理能力 (千t/日)	168	199 ※平成14年度	118.5	
	埋立処分残余年数 (年)	8.0	13.1 ※平成14年度	163.8	
都市公園事業	都市公園	箇所数 (箇所)	57,139	86,719 ※平成15年度	151.8
		1人当り公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	5.8	8.7 ※平成15年度	150.0
	全国都市公園運動施設数	陸上競技場 (施設数)	515	718 ※平成15年度	139.4
		体育館 (棟)	498	829 ※平成15年度	166.5
自然公園事業	ビジターセンター (施設数)	60	88	146.7	
農業農村整備事業	整備済み農地面積 (万ha)	253	317 ※平成13年度	125.3	
	基幹的農業水路延長 (万km)	3.8 ※昭和61年度	4.5 ※平成13年度	119.5	
	農道 (万km)	4.5	6.2 ※平成15年度	137.8	
	農業就業人口 (万人)	482	362 ※平成15年度	75.1	
	耕地面積 (万ha)	528	471	89.2	
	森林整備事業	森林面積 (m <sup>2</sup> /ha)	132.5	170.6 ※02年度	128.8
林道総延長 (km)		114,146	130,059	113.9	
林業就業者数 (千人)		108	67 ※00年度	62.0	
水産基盤整備事業	使用可能延長 (km)	786 ※92年	910 ※00年度	115.8	
	沿岸漁場の整備面積 (km <sup>2</sup> )	13,067	16,074 ※01年度	123.0	
	漁業生産量 (千トン)	11,913	5,880	49.4	

## 義務教育に関する財政支出の状況

## ①小中学校に対する公教育費支出の状況

	平成元年	平成14年	元年→14年
児童生徒数(小中学校) (A)	1,488万人	1,072万人	△ 28%
公教育費(小中学校費) (B)	8.6兆円	9.5兆円	+ 11%
(B)／(A)	57.8万円	88.5万円	+ 53%

(注1) 公教育費については、債務償還費を除く。

(注2) 地方教育費調査(平成15年度版)他文部科学省より

## ②義務教育費国庫負担金の状況

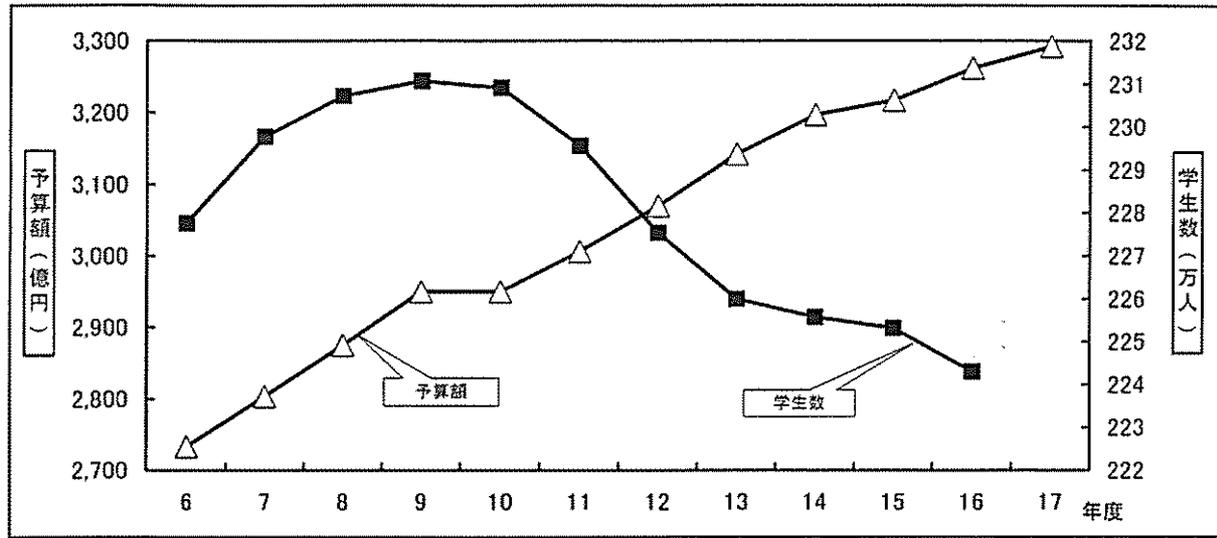
	平成元年	平成16年	元年→16年
公立小中学校の児童生徒数 (A)	1,488万人	1,048万人	△ 30%
義務教育費国庫負担金予算額 (B)	2兆0.025億円	2兆5.128億円	+ 25%
(B)／(A)	13.5万円	24.0万円	+ 78%
教職員定数	76.2万人	70.3万人	△ 8%

(注)元年度の予算額からは、共済費長期給付、公務災害補償基金負担金、児童手当及び退職手当を除いている。

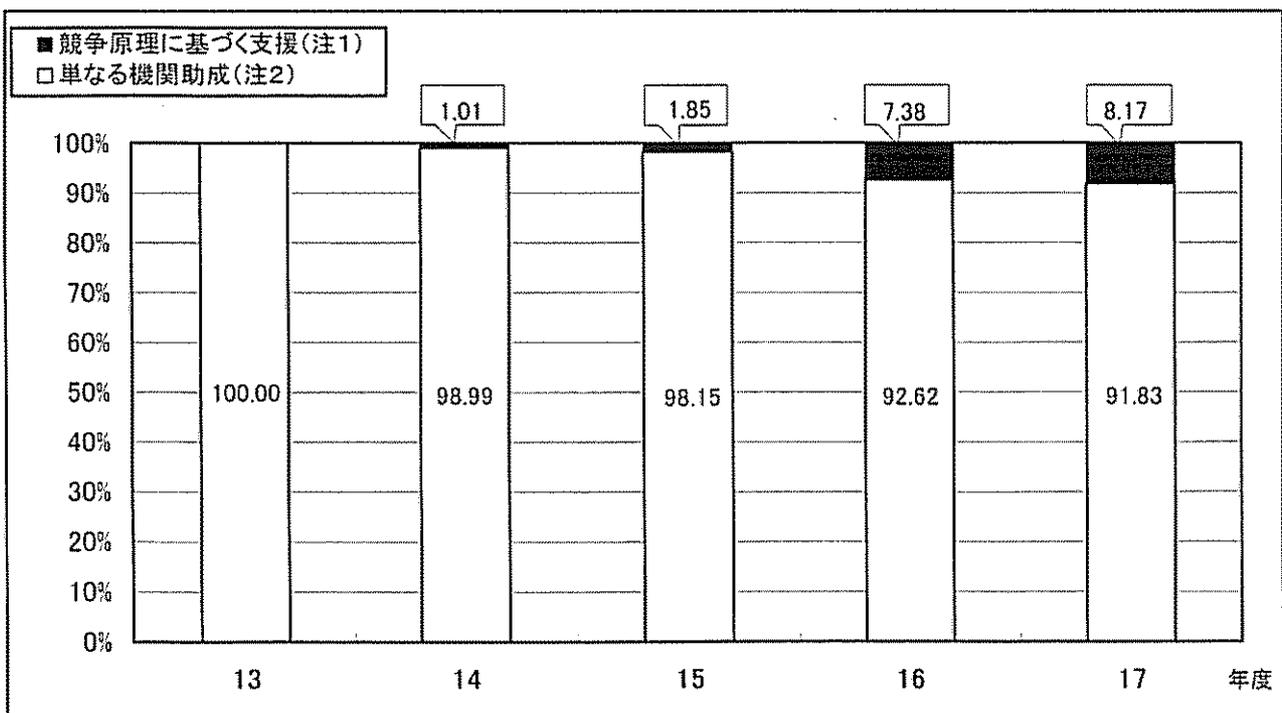
### 私立大学等経常費補助予算と学生数の推移

(単位:億円)

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
私立大学等 経常費補助	2,733.5	2,803.5	2,875.5	2,950.5	2,950.5	3,006.5	3,070.5	3,142.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5
対前年度 増△減額	+78.0	+70.0	+72.0	+75.0	±0.0	+56.0	+64.0	+72.0	+55.0	+20.0	+45.0	+30.0



### 国の高等教育向け公財政支出の状況



(注1): 国立大学法人特別教育研究経費+国公立大学を通じた競争的支援

(注2): 私立大学等経常費補助金+国立大学法人特別教育研究経費を除く国立大学法人運営費交付金

# 一般歳出、科学技術関係経費と科学技術振興費の推移

[資料Ⅱ-4-3]

(単位：億円、%)

年 度	一 般 歳 出		科学技術関係経費		科学技術振興費		科振費の 一般歳出比
		伸率		伸率		伸率	
元	340,805	3.3	18,152	5.8	4,487	7.5	1.3
2	353,731	3.8	19,209	5.8	4,760	6.1	1.3
3	370,365	4.7	20,226	5.3	5,080	6.7	1.4
4	386,988	4.5	21,347	5.5	5,487	8.0	1.4
5	399,168	3.1	22,663	6.2	5,954	8.5	1.5
6	408,548	2.3	23,585	4.1	6,373	7.0	1.6
7	421,417	3.1	24,995	6.0	6,856	7.6	1.6
8	431,409	2.4	28,105	—	7,600	10.8	1.8
9	438,067	1.5	30,026	6.8	8,506	11.9	1.9
10	445,362	1.7	30,322	1.0	8,930	5.0	2.0
11	468,878	5.3	31,567	4.1	9,682	8.4	2.1
12	480,914	2.6	32,843	4.0	10,328	6.7	2.1
13	486,589	1.2	34,685	—	11,208	8.5	2.3
14	475,472	△2.3	35,444	2.2	11,832	5.6	2.5
15	475,922	0.1	35,974	0.3	12,298	3.9	2.6
16	476,320	0.1	36,084	0.3	12,841	4.4	2.7
17	472,829	△0.7	35,785	△0.8	13,170	2.6	2.8

- (注) 1. 平成10年度以降の「一般歳出」は産業投資特別会計繰入れを含めたベース。  
 2. 科学技術関係経費は、科学技術振興に寄与するものとして文部科学省が独自に集計しているもので、平成17年度については速報値。  
 3. 科学技術関係経費については、科学技術基本計画の策定に伴い、平成8年度及び平成13年度以降対象経費の範囲が見直されている。  
 4. 科学技術振興費は、主として科学技術振興を図るために必要なものとして一般会計に計上される経費。

[資料Ⅱ-4-4]

## 総合科学技術会議による科学技術関係施策の優先順位付けの結果

【項目数 (%)】

(総合科学技術会議とりまとめ)

	S	A	B	C	計
17年度	25 (9%)	120 (44%)	105 (38%)	25 (9%)	275
16年度	32 (16%)	91 (46%)	59 (30%)	16 (8%)	198
15年度	90 (29%)	129 (41%)	66 (21%)	27 (9%)	312

【要求・要望額に占める比率】

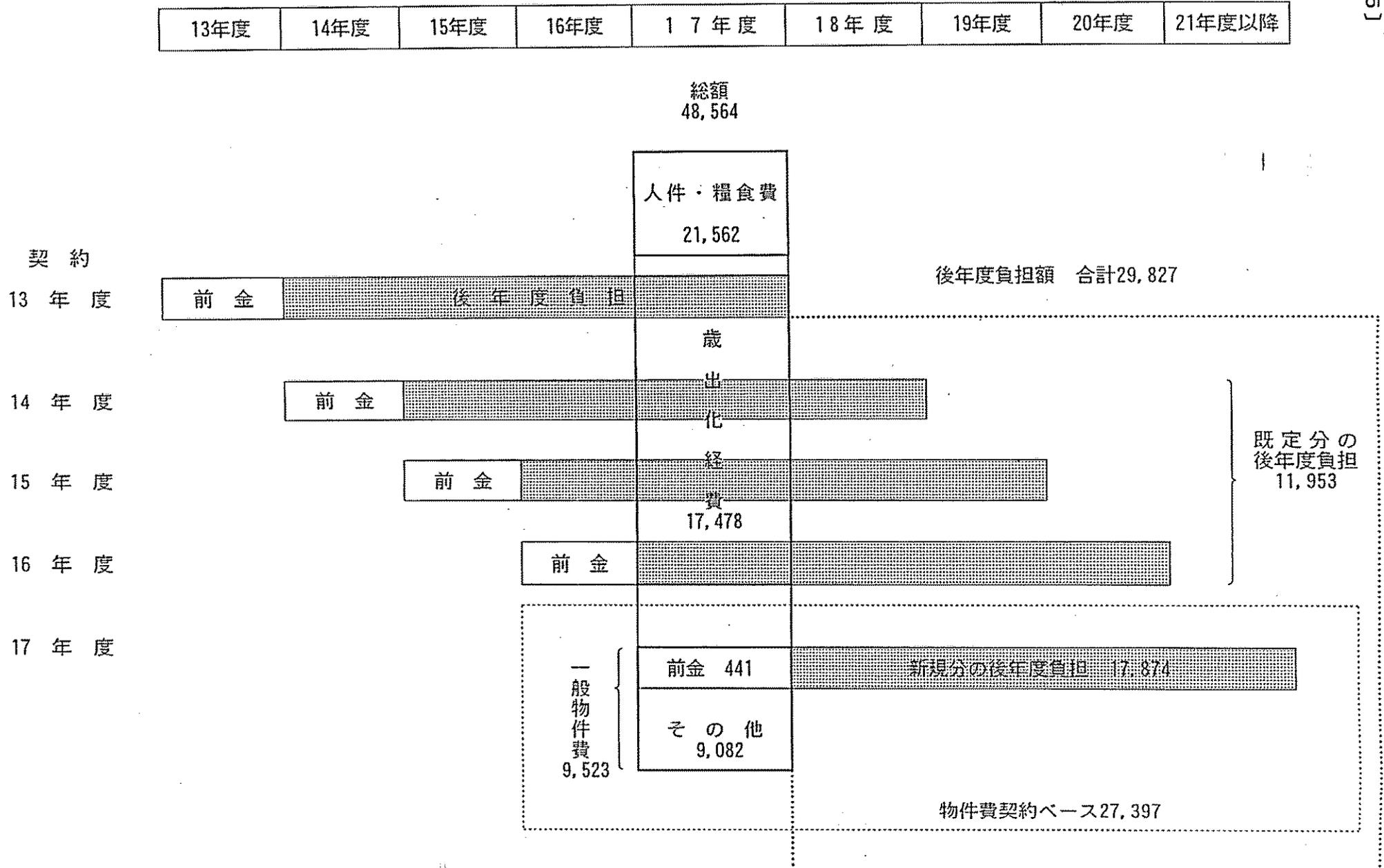
(総合科学技術会議とりまとめ)

	S	A	B	C
17年度	36%	36%	15%	12%
16年度	45%	43%	9%	3%

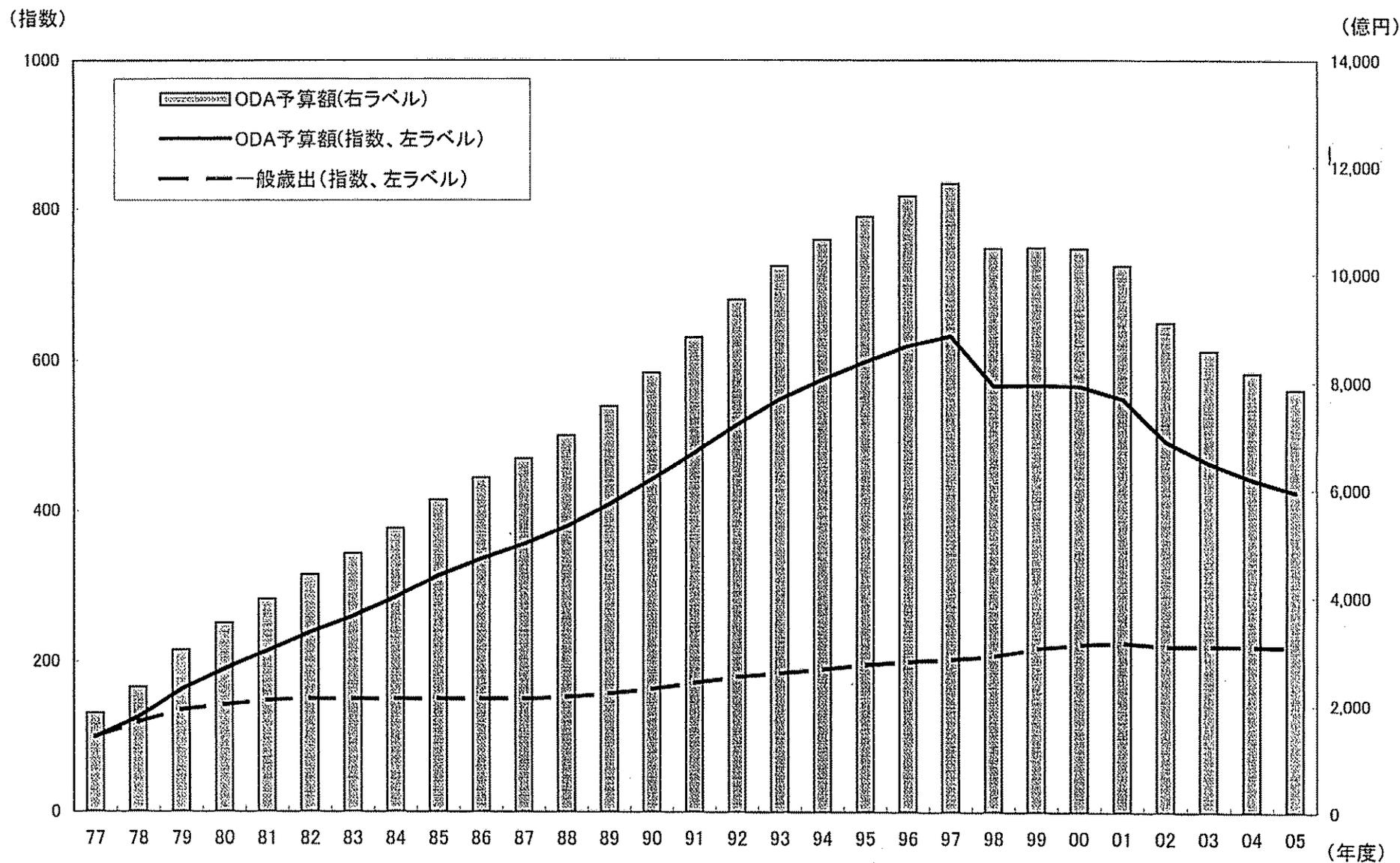
17年度防衛関係費の構造（SACO関係経費を含む）

【資料Ⅱ-5】

（単位：億円）



# 我が国の一般会計ODA予算の推移



※指数は、77年度(第一次ODA中期目標の基準年度)を100とした場合の当初予算額

(参考)

(単位:億円)

国連分担金	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
通常予算分	224	262	393	373	386
PKO分担金	571	534	327	869	—

※ 各国分担率:日19.5%、米22.0%、独8.7%、英6.1%、仏6.0%、中2.1%

(GDP:日4296、米11004、独2405、英1796、仏1759、中1410(10億ドル))

# 新たな農政の展開方向について

## 食料・農業・農村基本計画のポイント

平成17年3月25日閣議決定

### 1 食料自給率の目標

- ＜カロリーベース＞ ・ 基本的には5割以上を目指す。当面の目標：平成15年度40% → 平成27年度45%
- ＜生産額ベース＞ ・ 野菜、果実、畜産物等の生産活動を適切に反映する指標として新たに目標化
  - ・ 当面の目標：平成15年度70% → 平成27年度76%

### 2 農業の構造改革の推進

- ・ 幅広い農業者を対象とした現行政策を見直し、やる気と能力のある担い手に施策を集中化・重点化
- ・ 一定の要件を満たした担い手を対象とする経営安定対策(直接支払)を導入(平成19年産から)
- ・ 我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換するとともに、農地・農業用水等の保全管理活動を促進

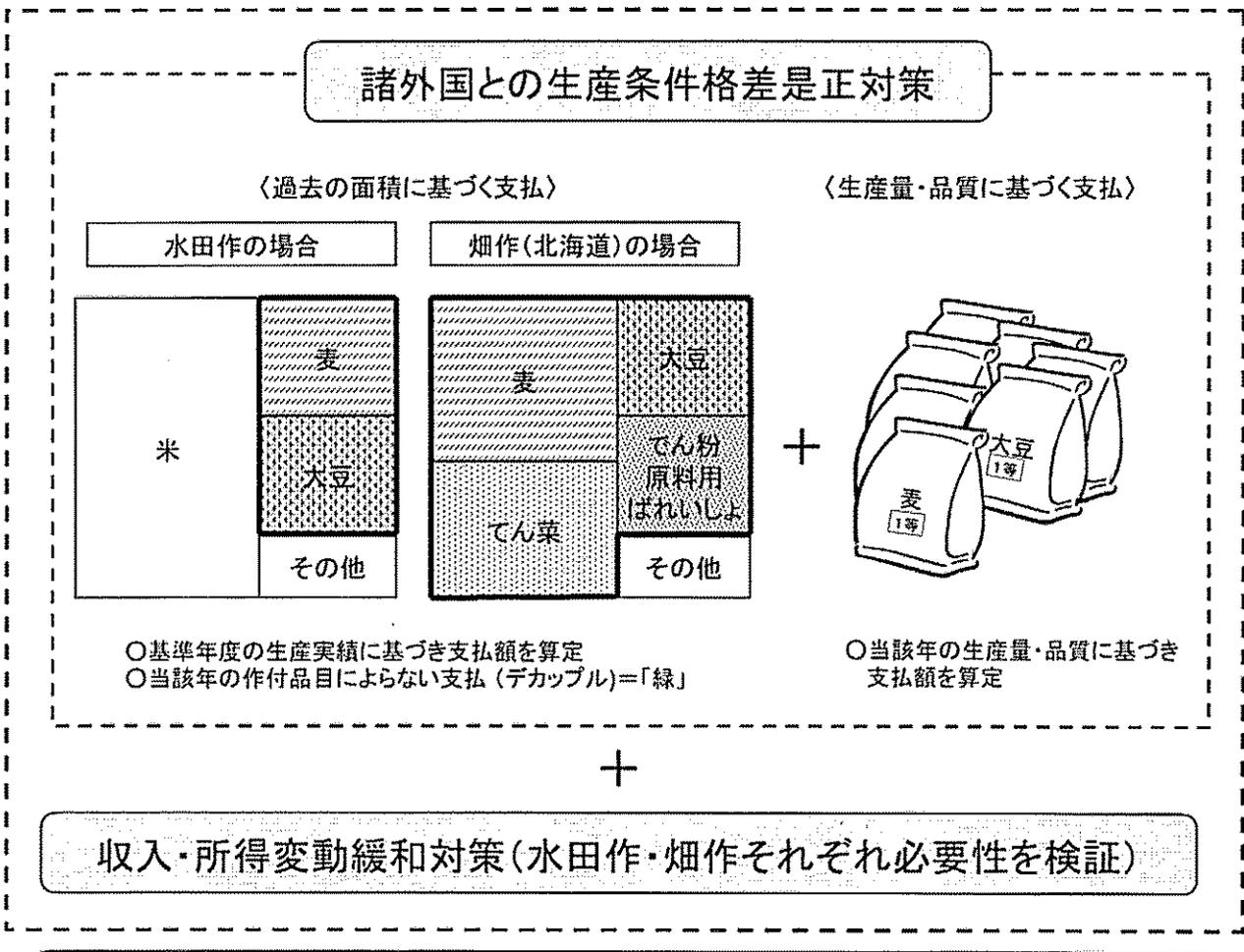
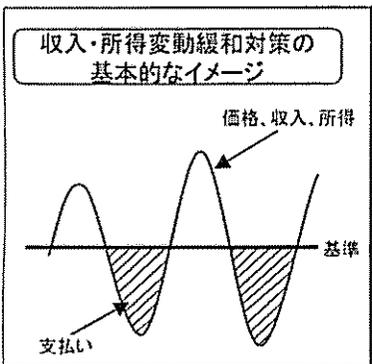
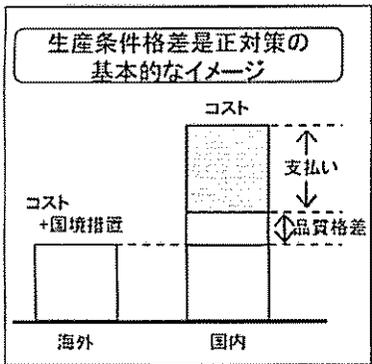
### 3 輸出、バイオマスなどの取組の推進

- ・ 我が国農産物等の品質の良さをアピールし、海外への輸出を本格化
- ・ 資源作物を含めたバイオマスの利活用(熱・エネルギー・素材等)を促進

### 4 消費者重視の食料供給・消費システムの確立

- ・ 科学的知見を踏まえた安全性確保の徹底、原料原産地表示の対象品目の拡大、トレーサビリティ導入の促進
- ・ 国民運動としての「食育」や「地産地消」を推進

# 品目横断的政策のイメージ



**【緑の政策】**

- ・生産に関連しない直接支払い
- 〔過去の生産実績で支払額が固定化〕
- ・生産に対し抑制的
- ・現状の農業構造を固定化するおそれ

**【日本型直接支払い】**

||

国際規律への対応と日本農業の課題への対応との両立

- ①構造改革の推進
  - 〔規模拡大へのインセンティブ付与〕
- ②モラルハザードの防止
  - 〔生産性、品質が評価され、環境配慮等、営農面での責務が明確な仕組み〕
- ③需要に応じた生産の確保

※ 米の取扱い

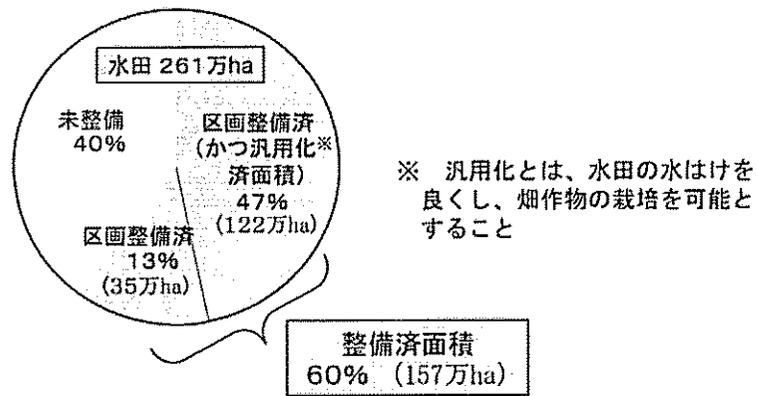
- 関税により価格水準が維持されているため、生産条件格差是正対策については、現状では空振り。
- 収入・所得変動緩和対策については、米政策改革の進展等を踏まえ取扱いを検討。

# 農地・農業用水等のストックの状況

○全国の水田の整備率は60%、畑地の整備率は74%、農業用水路の延長は約40万km、ダム等基幹的水利施設は約7千カ所。  
 ○農業水利施設については、今後、更新時期を迎える施設が増加する見込み。

## 農地ストックの形成状況

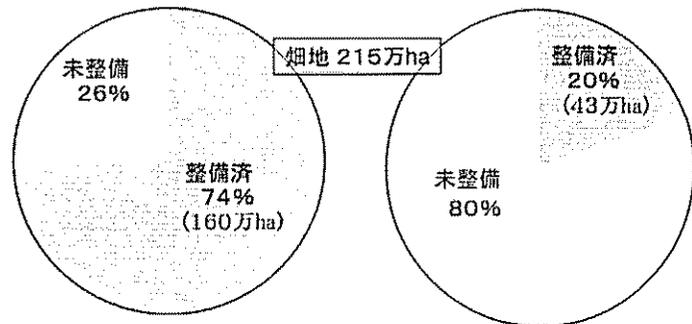
### 水田整備の状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農用地建設業務統計」による推計（H14）

### 畑地整備の状況

幹線・末端農道の整備状況      畑地かんがい施設の整備状況



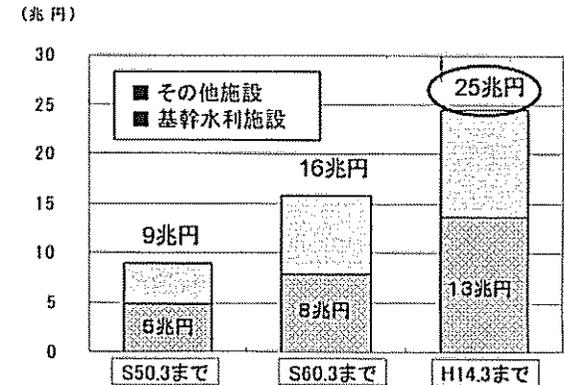
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農用地建設業務統計」による推計（H14）

## 農業水利ストックの現状

農業用水路	約40万km (地球約10周分)
うち基幹的水路	約4万5千km
基幹的施設 (ダム等)	約7千カ所

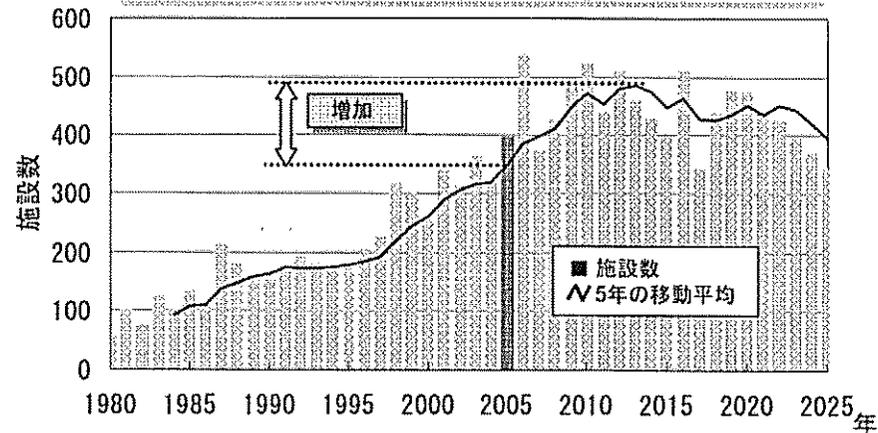
注：基幹的農業用排水路とは、末端支配面積が100ha(東京ドーム20個分)以上の水路

## 農業水利ストックの資産価値



注1：農業水利施設の再建設費ベースによる評価算定。  
 注2：基幹水利施設は、受益面積100ha以上の規模。

## 耐用年数を迎える農業水利施設数の推移



注1：基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設  
 注2：上表は、土地改良事業の経済効果算定に用いる標準耐用年数を用い、耐用年数に達したものは更新されるものとして作成  
 資料：「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による推計（平成14年3月時点）

# 京都議定書目標達成計画の骨子

## 目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

## 基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

## 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010 年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%)からの削減  ※2002 年度実績(+13.6%)から経済成長等 による増、現行対策の 経路による削減を見込 んだ2010 年見込み
	2010 年度 排出量 (百万t-CO <sub>2</sub> )	1990 年度 比(基準年 総排出量比)	
温室効果ガス			
①エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	*(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲1.2%

\*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差

## 目標達成のための対策と施策

### 1. 温室効果ガスごとの対策・施策

- 温室効果ガス排出削減
  - エネルギー起源CO<sub>2</sub>
    - ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
    - ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO<sub>2</sub>型に変革する対策」
  - 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
    - ・混合セメントの利用拡大 等
  - メタン
    - ・廃棄物の最終処分量の削減 等
  - 一酸化二窒素
    - ・下水污泥焼却施設等における燃焼の高度化 等
  - 代替フロン等3ガス
    - ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等
- 森林吸収源
  - ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等
- 京都メカニズム
  - ・海外における排出削減等事業を推進

### 2. 横断的施策

- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- 排出量の算定・報告・公表制度
- ポリシーミックスの活用  
(※環境税等も検討)

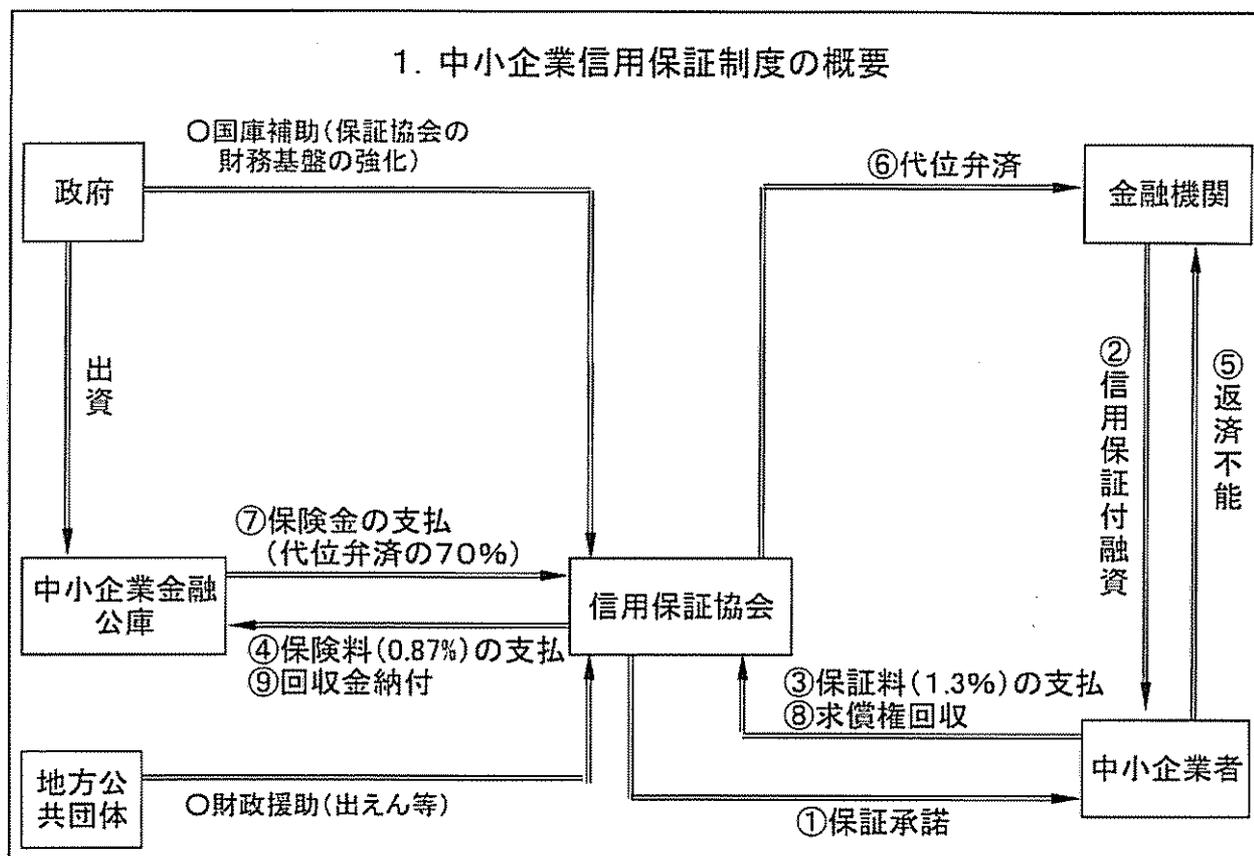
### 3. 基盤的施策

- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

## 推進体制等

- 毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し
- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

## 中小企業向け信用保証制度について



(注) 上記の保険料、保険金のおん補率及び保証料は、普通保証のケース  
 保険料、保証料率は、15年4月よりそれぞれ 0.57%→0.87%、1%→1.3%に改定している。

## 2. 中小企業金融公庫 中小企業信用保険・融資事業に係る収支状況

(単位:億円)

		12年度	13年度	14年度	15年度
保険収支	一般分	▲ 1,896	▲ 2,333	▲ 2,649	▲ 2,006
	うちセーフティ ネット保証分	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213
	特別分	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318
	計	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324
その他収支等		▲ 221	▲ 158	▲ 35	227
損益		▲ 4,726	▲ 5,954	▲ 6,083	▲ 4,098
保険準備基金残高		10,009	5,754	3,713	592

(注) 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

## 民間委託の活用等について

### [法務省]

平成16年度

平成17年度

(単位:人)

#### 矯正施設

	212
総務系(庶務)業務	74
総務系(用度)業務	74
矯正施設正門警備業務	18
矯正施設運転業務	29
通訳業務	14
女子施設警備業務	3

	617
総務系(庶務)業務	74
総務系(用度)業務	74
矯正施設正門警備業務	72
矯正施設運転業務	43
通訳業務	14
女子施設警備業務	7
運動場等監視業務	33
差入窓口受付業務	29
領置倉庫維持管理業務	17
保安事務処理業務	33
書信事務処理業務	56
被收容者データ管理システム入力業務	10
医療事務補助業務	12
被收容者カネリング業務	24
総合警備システム監視卓業務	51
構外巡回業務	68

#### 入管施設

	21
收容場監視業務	16
自動車運転業務	5

	45
收容場監視業務	21
自動車運転業務	6
執行関係業務	9
在留資格審査窓口業務	9

(注1) 民間委託の対象業務・人員の拡充等により、平成17年度予算では、例えば、矯正業務について約8億円の経費を効率化。

(注2) 刑務所施設建設・運営については、PFI方式を活用(1号(山口県美祢市)、2号(島根県旭町))。

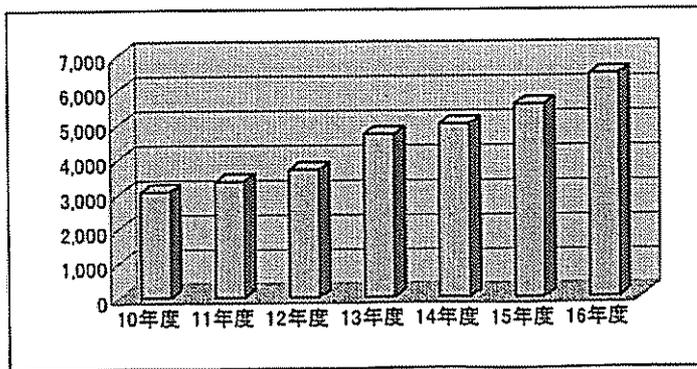
(注3) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、矯正業務については、平成17年度に「市場化テスト」を実施予定。

### [警察庁]

① 放置違法駐車取締の民間委託  
道路交法改正により平成18年度より実施。

② 退職警察官の活用  
○ 活用人数の推移

○ 職種別内訳



10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
3,067	3,353	3,696	4,724	5,020	5,565	6,451

活用業務	15年4月	16年4月
交番相談員	2,239	2,881
警察安全相談	599	642
車庫証明業務	332	337
駐車取締支援委員	264	262
運転免許業務	187	211
交通安全教育・各種講習業務	103	113
その他	1,841	2,005
合計	5,565	6,451

裁判官、検察官の給与等について

報酬・俸給月額	裁判官報酬区分		検察官俸給区分		裁判官 (人)	検察官 (人)	備 考
2,227,000円	最高裁長官				1		内閣総理大臣、両院議長
1,626,000円	最高裁判事		検事総長		14	1	国务大臣、会計検査院長、人事院総裁
1,557,000円	東京高裁長官				1		内閣法制局長官、公正取引委員会委員長
1,442,000円	その他の高裁長官		東京高検検事長		7	1	
1,328,000円			次長検事 その他の検事長			8	検査官(会計検査院)、人事官(人事院)、内閣危機管理監
1,318,000円	判事特				24		
1,301,000円	判事1		検事1		212	57	事務次官、会計検査院事務総長
1,146,000円	判事2		検事2		221	81	外局の長官、会計検査院事務総局次長
1,069,000円	判事3	簡判事特	検事3		318	157	重要局長、国立がんセンター総長
906,000円	判事4	簡判事1	検事4		201	110	外局の次長
783,000円	判事5	簡判事2	検事5		290	107	
704,000円	判事6	簡判事3	検事6	副検事特	359	147	
636,000円	判事7	簡判事4	検事7	副検事1	360	566	
573,000円	判事8		検事8		83	67	
479,000円		簡判事5		副検事2	1	125	
459,900円	判事補1	簡判事6	検事9	副検事3	180	264	
422,700円	判事補2	簡判事7	検事10	副検事4	89	160	
393,400円	判事補3	簡判事8	検事11	副検事5	79	115	
368,000円	判事補4	簡判事9	検事12	副検事6	77	85	
342,200円	判事補5	簡判事10	検事13	副検事7	135	138	
324,300円	判事補6	簡判事11	検事14	副検事8	3	1	(注1) 裁判官、検察官の人数は、平成
303,500円	判事補7	簡判事12	検事15	副検事9	96	83	16年7月1日現在の給与実態調
292,200円	判事補8	簡判事13	検事16	副検事10	107	74	査によるもの。
265,800円	判事補9	簡判事14	検事17	副検事11			
256,300円	判事補10	簡判事15	検事18	副検事12	100	75	(注2) 裁判官、検察官は、司法修習終
241,000円	判事補11	簡判事16	検事19	副検事13			了後、約10年間で判事8号、検事
232,000円	判事補12	簡判事17	検事20	副検事14			8号に任官する(実績ベース)。
218,200円				副検事15			
205,300円				副検事16			
計					2,958	2,422	